



兵庫信用金庫の現況
2014

Disclosure 2014

兵庫信用金庫の現況



<http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>

C O N T E N T S

地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 國田和彦



ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2014」を作成いたしました。是非ご覧いただき、金庫がさらに皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いでございます。

平成25年度のわが国経済・金融状況は、4月初めに日銀が導入を決めた「量的・質的金融緩和」を受けて、24年度に引き続き株高・債券高・円安が大きく進行しました。特に円安効果は、企業業績の改善に大きく寄与し、自動車工業や電機メーカーは輸出採算の改善で収益力拡大に繋がりました。因みに9月中旬決算では一部上場企業の純利益合計が前年同期の2倍を越える勢いがありました。株式市場は、外国人投資家を売買主体として買いが主導、日銀のリスク資産等（ETF・J-REIT）買い入れ政策も相俟って大きく上昇し、資産効果を産み出し、個人消費の伸びに貢献しました。

加えて、本年4月からの消費税率引上げ前の駆け込み需要も重なって、個人消費の増加、住宅設備投資の拡大等で、1月～3月の第1四半期実質GDPは前期比年率6.7%（25年10月～12月比）の大幅上昇となりました。年度を通して見た日本経済は、アベノミクスの構成要件の3本目である成長戦略の面でスピードダウンの感は否めませんが、概ねデフレ脱却を目指した好循環の流れを引き寄せ入り口近くには来ているものと思われます。

一方、円安の負の側面についてみると、経常収支の赤字継続の定着化は気になるところであります。取り分け貿易収支は、当初期待されたJカーブ効果は100円前後の円安基調が続いても、大企業の生産拠点の海外移転等により輸出の増加に繋がらない中、LNG等の輸入増加に伴うコストは大幅に上昇しており、赤字解消には程遠い状況であります。

今後の国内景気を予測するに当たって、消費税率引上げ後の個人消費の落込み影響や回復のペース、世界経済の先行き、特に中国の経済成長の軌道修正（年率7.5%程度の成長目標）や新興国経済の低迷などの輸出への影響等も気になるところであり留意していく必要があると考えております。

以上のような経済・金融環境下、平成25年度は、地域金融機関にとって良好な市場環境と企業業績改善の中での信用コスト縮小、そして何よりも会員やお取引先の皆様方の絶大なご支援も有って収益面に於いては、大幅な増益を果たす事が出来ました。

平成25年度預金については、期末残高で前年比114億円の増加（プラス1.8%）の6,290億円、平均残高で32億円増加（プラス0.5%）の6,372億円となりました。一方貸出金については、金庫の収益力強化の最重要課題として、本部・営業店一体となってきめ細かい営業推進に注力し質・量の拡大を図ってまいりましたが、期末残高で前年比56億円（マイナス1.8%）減少の3,018億円、平均残高では前年比82億円（マイナス2.6%）減少の3,028億円となりました。

当期純利益は、貸出金利息収入は落ちたものの、取引先企業の破綻の減少による信用コスト縮小や、有価証券運用による売却益の増加等を主たる要因として、2,189百万円を計上し、前年比985百万円（プラス81.8%）の大幅増益となりました。

平成26年度は、第7次中期経営計画の開始年度であります。基本方針として「揺るぎない経営基盤の確立」「地域一番の顧客満足の提供」「活力・知力ある人材の育成」を掲げ、本年度も役職員一丸となって、地域のお客様とともに繁栄の道を築き上げて行きたいと心より念願しております。どうか引き続きご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成26年7月

金庫の概要	
当金庫の概要	02
平成26年度の事業方針	03
兵庫信用金庫と地域社会	04
経営体制	
総代・総代会	06
組織・役員一覧	08
リスク管理体制	
内部管理基本方針	09
リスク管理体制	10
コンプライアンス態勢	13
お客様保護態勢	14
地域密着をめざして	
中小企業の経営支援	18
お客さま満足度調査の実施報告	20
環境推進・地域貢献活動	22
沿革・トピックス	24
営業のご案内	
営業のご案内	25
手数料一覧	31
資料編(財務内容)	
開示項目一覧	34
平成25年度の業績	35
財務諸表	36
主な経営指標	41
預金・貸出金	42
有価証券に関する指標	44
その他の経営指標	47
子会社等に関する事項	50
自己資本の充実の状況について	54
店舗のご案内	
ひょうしんのネットワーク	64



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」をモダンかつハイテクな表現にしています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつづけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

当金庫の概要

経営理念

まこと
愛と信と和を基に、

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

しあわせ
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

金庫の概要 平成26年3月31日現在

創業 昭和6年1月12日

本店 姫路市北条口三丁目27番地

会員数 43,950名

出資金 22億8,970万円

店舗数 45カ店

店外ATM 21カ所

役職員数 569名



ビジョン

本当に地域が望んでいるものは何かをお客さまとの“輪”の中から見極め、以下の三つの信用金庫を目指し「地域貢献度の高い金融機関」となります。

1 法令を守る信用金庫

2 収益力の強い信用金庫

3 活気のある信用金庫

平成26年度の事業方針

新中期経営計画

当金庫は、平成26年4月より期間3ヵ年の新中期経営計画「第7次中期経営計画～10年後、50周年を見据えた土台づくり～」をスタートさせました。

本計画におきましては、原点である「経営理念」の実現に立ち帰り、ひょうしん発足50周年となる10年後の姿を思い描きつつ、3年間で何を如何に蓄えるかを、全役職員共通の認識としています。

また、「経営理念」に基づき、以下3つの基本方針を策定しています。

第7次中期経営計画の概要

名称

第7次中期経営計画
～10年後、50周年を見据えた土台づくり～

期間

自2014年(平成26年)4月1日
至2017年(平成29年)3月31日

基本方針

1. 摂るぎない経営基盤の確立(組織の観点)
2. 地域一番の顧客満足の提供(顧客の観点)
3. 活力・知力ある人材の育成(職員の観点)

当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金を取り扱いしております。

譲渡性預金

譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

手形の割引

商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取扱い等を取り扱いしております。

4 外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱いしております。

5 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

6 付随業務

代理業務

- ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④株式払込みの受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑥信託代理店業務

保護預りおよび貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証

金の売買

公社債の引受

短期社債等の取得または譲渡

国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

保険商品の窓口販売

電子債権記録業に係る業務

でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

平成26年度事業計画

平成26年度は、第7次中期経営計画における3つの基本方針に基づき、以下の重点施策に取り組んでまいります。

1. 摂るぎない経営基盤の確立

重点施策

- 営業推進態勢の強化
- 営業管理態勢の構築
- 預金貸出金の拡大
- 余資運用の多様化
- 内部管理態勢の強化

2. 地域一番の顧客満足の提供

重点施策

- 地域密着型金融推進態勢の強化
- 地域情報の取得と活用
- 預金貸出金の拡大
- 総合的な高齢者対応
- 法令等遵守風土の醸成
- 店舗戦略の立案と実行

3. 活力・知力ある人材の育成

重点施策

- 研修態勢、手法の進化
- 若手職員の育成
- 目利き能力の強化
- 女性職員の戦力化
- 人事管理態勢の強化

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましよう 心と心のおつきあい

ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることで、地域経済の持続的発展に努めています。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は平成26年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高……………629,055百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に十分対応すべく日々運用に努めています。

有価証券の期末運用残高は、前期末比48億円減少して1,828億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、29.0%です。

■余資運用残高……………339,256百万円

※余資とは、預け金、金融機関貸付金、買入金銭債権、有価証券のことといいます。

今期の決算について

お客様から真に安心いただける金融機関となるよう収益力強化を経営課題に掲げ、お客様のニーズに応えるべく、様々な営業推進策を展開したもの貸出金は伸び悩み、主要な収入源である貸出金利息は減少しました。

しかしながら、市場環境の好転により有価証券利息配当金が増加したこと及び不良債権処理費用の減少に努めたことにより、当期純利益は2,189百万円を計上し、5期連続の増益となりました。



地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等と業務提携を行ない、融資商品の拡充に努めています。

当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高……………301,889百万円

■預金積金に占める貸出金の割合…47.99%

■貸出金残高の内訳

事業性資金……………189,263百万円

個人向け資金……………83,353百万円

地方公共団体向け資金…29,272百万円



総代・総代会

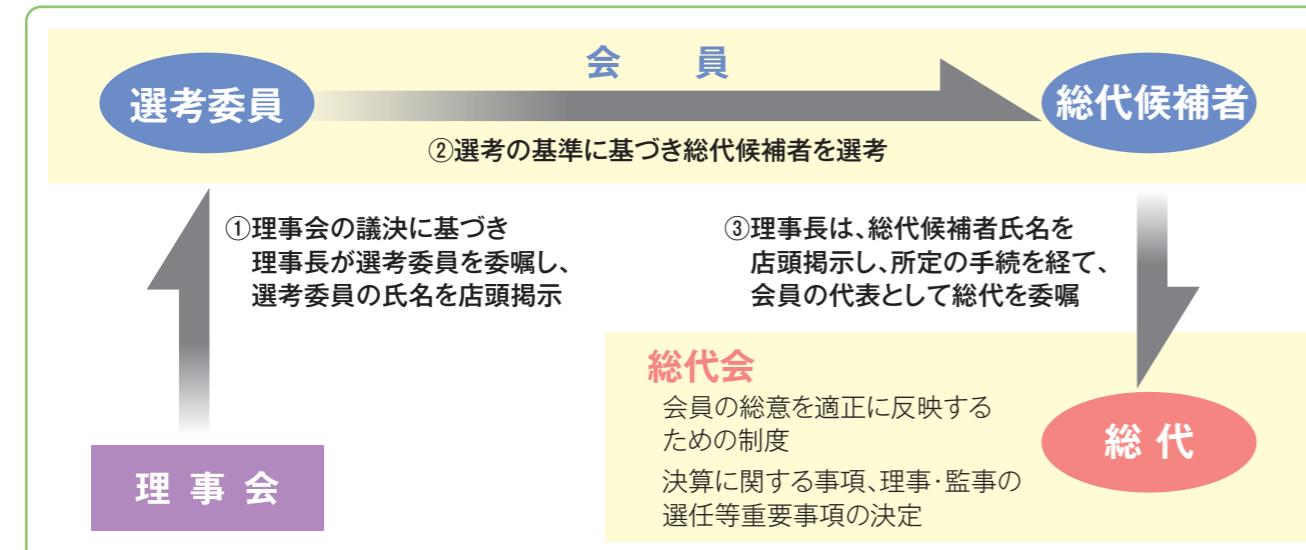
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

① 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は、130人で会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。
なお、平成26年6月末現在の総代数は130人で、会員数は43,872人です。

② 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

①資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ●当金庫の会員であること
②適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ●人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ●金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ●80歳未満の方 ●その他総代選考委員会が適格と認めた方



第40期通常総代会の決議事項

平成26年6月24日開催の第40期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ①報告事項 第40期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

- ②決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の法定脱退(除名)の件
第3号議案 任期満了に伴う理事7名選任の件
第4号議案 任期満了に伴う監事3名選任の件

総代の氏名 (平成26年6月30日現在)

第1地区／姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡 (54人)

朝生一郎	阿比野剛	板倉良次	井上 清	今村純一	大西健一
岡田兼明	小河 智	加藤勝洋	加藤雅宣	金城裕満	神崎文一郎
喜多村隆博	木津真人	栗田 茂	黒木隆史	黒田昭男	合田 博
佐和吉敬	澤田脩一	重岡良則	諏訪芳一	蘿川恵司	高島真一郎
田染秀二	立花 充	田寺康啓	田中康則	田村俊樹	茶畠真一
利安 武	永井 敬裕	中尾泰三	永岡準司	延澤忠行	濱田秀明
濱本博司	早瀬竜太郎	平野勝也	福山一郎	藤木浩一	藤塚紳也
藤橋拓志	帽田泰輔	本田明良	本田真一郎	前田義文	松原充甫
三木雅博	水本雅史	村角伸一	矢野善人	山野俊二	横野修三

第3地区／高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡 (9人)

伊藤勝之	大西俊二	籠谷啓一	助永嘉伸	仲上常幸	濱中幹雄
堀江貴雄	圓山善輝	横山喜幸			

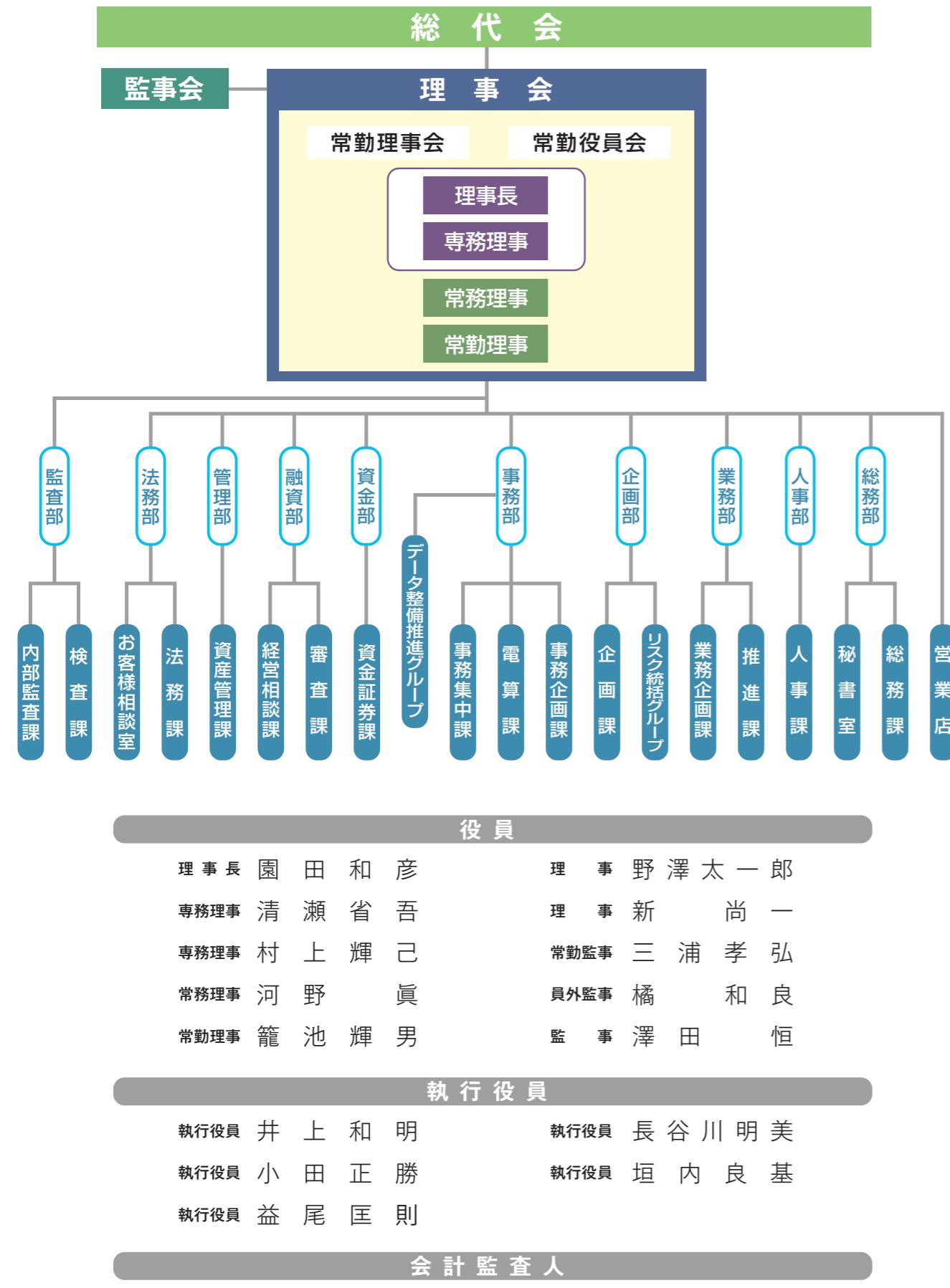
第4地区／明石市、三木市（旧美嚢郡吉川町を除く）、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市 (50人)

荒巻順一	安藤文久	石坪浩一	石原良樹	今川安雄	岩佐 貢
上島達司	上田耕司	榎 修滋	大橋 博	大道 守	岡澤和俊
岡田和代	奥田一弥	乙守典厚	小野純夫	小野成伍	春日秀樹
河野賢三	木村康次郎	小口壽一	助川 征	鈴木祐一	角南忠昭
武井宏之	竹森莞爾	塙本哲夫	道満雅彦	徳久哲夫	富永彰良
中内 仁	中野宏一郎	橋本和典	藤 秀満	藤井栄蔵	藤田 勉
藤田幸男	藤本雅也	前田靖文	丸山恵右	水垣宏隆	南 修理
本谷兼三	安井和樹	山口 元	山本 博	尤 昭福	
米田利勝	脇坂安知				

以上 130人 50音順（敬称略）

組織・役員一覧

内部管理基本方針



当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性や適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共に存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性や適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。

(2) 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。

(3) 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

(4) 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。

(5) 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。

(6) 監査部門は、内部管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。

(2) 理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲での業務運営を図るために「リスク管理基本規定」及びリスクカタログに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。

(2) 各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。

(3) リスク管理主担当部はリスクの状況を定期的又は必要に応じて隨時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し隨時報告する。

(4) 監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

4. 大規模自然災害等による業務の継続性確保に関する体制

(1) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」「緊急時対応基準(コンテンジエンシープラン)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制・業務継続体制を整備する。

5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および同付議基準)」および「常勤理事会規定(および同付議事項)」に定める。

(2) 理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

(3) 理事会は、経営方針・経営計画・業務・態勢に係る基本方針等を定める。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置できることとする。

7. 前条の職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告、決議された事項は対象しない。

①理事会及び常勤理事会で決議された事項
②当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③経営状況に関する重要な事項
④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
⑤重大な法令・定款違反
⑥公益通報の状況及び内容
⑦その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

(3) 監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることがあるものとする。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、理事会または常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適性な監査の実施に努める。

(2) 監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

(1) 監査部門は、子会社・関連会社の法令等遵守態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。子会社・関連会社及び統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

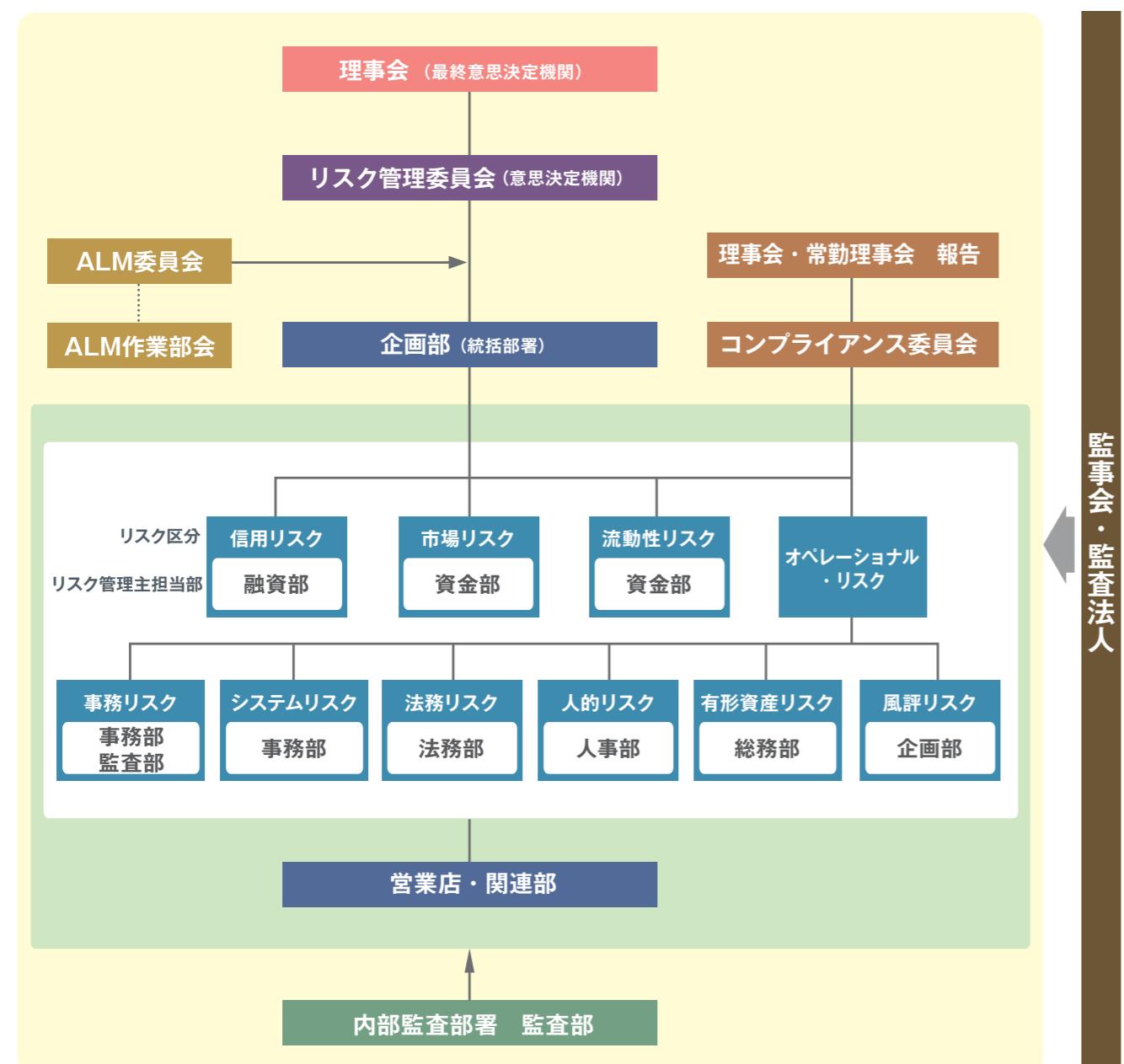
(2) 企画担当理事は、子会社・関連会社の重要な業務の執行状況を管理し、企画部は窓口となって各社と業務上の課題を協議するとともに、業務運営の状況について報告を受ける。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備について、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。

リスク管理の体制図



リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク(VaR)を計測しています。またオペレーション・リスク相当額の算出については、バーゼルIIにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施要領」「償却及び引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスティング

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaR/バックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産・負債、オーバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能ないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーションル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

なお、当金庫のオペレーションル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めています。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為(セクシャルハラスマント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取り組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務部」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

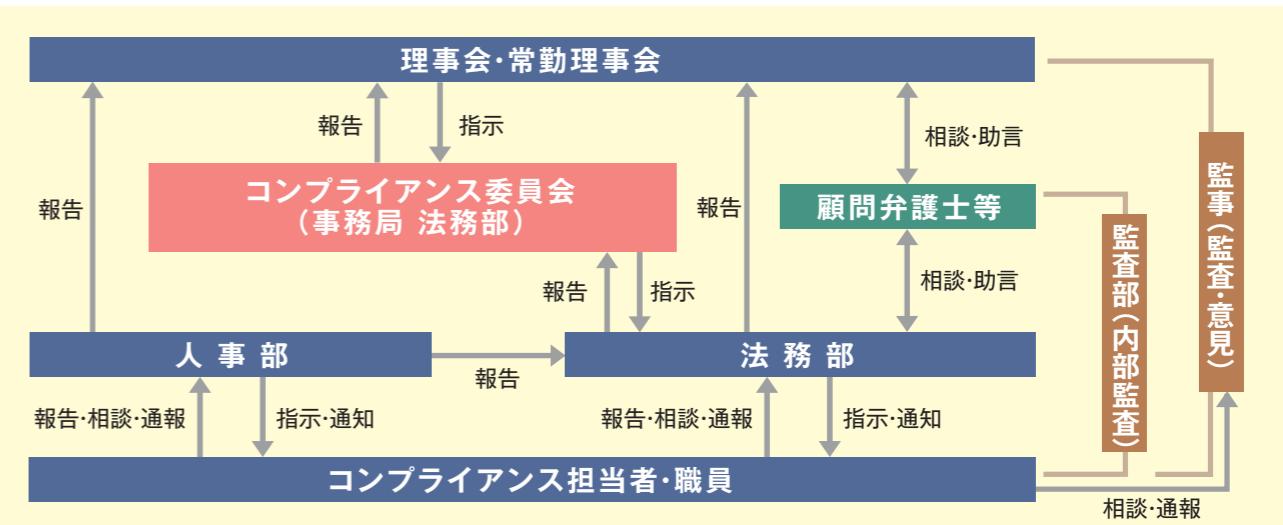
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部集合研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めています。

平成17年4月から「個人情報保護法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んで参ります。

《コンプライアンス組織体制図》



当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

(「コンプライアンス・ポリシー」より)
兵庫信用金庫 ディスクロージャー 2014

お客様保護態勢

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報ならびに当金庫の業務上の取引に関連して取得する個人情報及び職員等の個人情報について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

個人情報保護方針

- ① 当金庫は、すべての事業で取扱う個人情報、及び従業員等の個人情報の取扱いに関し、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。さらに、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」(JIS Q 15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、個人情報を保護いたします。
- ② 当金庫は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(目的外利用)はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。

個人情報の取扱い

1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

- お客様の個人情報は、
①預金口座の新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を明確にするよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示及び提供することはございません。
- 利用目的
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

- 法令等による利用目的の限定
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

制定日 平成17年4月1日
改定日 平成22年7月1日
兵庫信用金庫
理事長 園田和彦

- ③ 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはいたしません。
- ④ 当金庫は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
- ⑤ 当金庫は、取得した個人情報を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報の漏えい・滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
- ⑥ 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧説等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つようにいたします。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人(又は正当な代理人)であることを確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、利用目的の通知、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去及び第三者への提供の停止のご要望があった場合には、必要な調査を行ったうえで遅滞なく応じます。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい・滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

● 個人情報保護管理責任者

兵庫信用金庫 法務部担当理事

● 個人情報に関する相談窓口

兵庫信用金庫 法務部

フリーダイヤル: 0120-685-123 (受付時間 平日 8:45~17:00)

Eメール: houmubu@hyoshin.jp

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧説・販売に努めます。
 2. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 3. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
 4. 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 5. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
 6. 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
- (注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金」に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に關しても本勧説方針を準用いたします。

「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として法務部内に「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 - 2 事実関係を把握したうえで、営業店・関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 - 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口3丁目27番地
	フリーダイヤル	 0120-685-123 受付時間／平日 9:00~17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談、Eメール(houmubu@hyoshin.jp)

*お客様の個人情報は、苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受 付 日 時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談

- 5 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0044	〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013
	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 13階	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月~金(祝日、お盆、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)
時 間	9:00~17:00	9:30~12:00、13:00~15:00	10:00~12:00、13:00~16:00	9:30~12:00、13:00~17:00

*上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」を目指し、平成23年4月から3年間の「地域密着型金融推進計画(平成23年度～平成25年度)」を策定し、その達成に向けて日々活動を続けて参りました。このたび、平成25年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を發揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取組んでまいります。

主な取組み

①本部に経営支援業務を専門的に行う人材を配置し、販路開拓、海外進出、各種経営相談等、取引先の課題解決に取組みました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取組み、取引先20件の申請を取次ぎました。	④経営相談会を24カ店で開催しました。	⑤経営改善支援先を48先選定し、経営改善支援に取組みました。その結果7先の債務者区分がランクアップしました。
--	--	---	---------------------	--

経営革新等支援機関について

当金庫は、24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取組む中小企業に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

経営改善支援等の取組み実績

(25年4月～26年3月)

	期初債務者数	(単位:先数)					(単位:%)		
		a	β	γ	δ	α/A	β/a	δ/a	
正常先 ①	3,255	0	0	0	0	0.0%	—	—	
譲り受け要注意先 ②	1,115	36	3	30	36	3.2%	8.3%	100.0%	
発券うち要管理先 ③	61	4	2	1	4	6.6%	50.0%	100.0%	
破綻懸念先 ④	248	8	2	6	8	3.2%	25.0%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	153	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	33	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	1,610	48	7	37	48	3.0%	14.6%	100.0%	
合計	4,865	48	7	37	48	1.0%	14.6%	100.0%	

(注)「再生計画を策定した先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

創業・新事業支援融資実績

(25年4月～26年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	7	41

中小企業再生支援協議会活用実績

(25年4月～26年3月 当金庫持込み分)

	事前相談	一次対応	二次対応
中小企業再生支援協議会活用実績	21	9	9

地域金融の金融円滑化に向けた対応

ひょうしんは、地域への安定的な資金供給を通して、地域経済の発展に寄与するため、金融円滑化に対する態勢を整備しております。

中小企業金融円滑化法終了後の方針

当金庫では、地域金融機関として、中小企業金融円滑化法の施行以前より、中小企業者・個人事業者・個人のお客様を対象に金融の円滑化に取り組んで参りました。同法は終了致しましたが、その精神は恒久的なものであり、当金庫では從来と変わることなく、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。又、それぞれのお客様が抱える問題・課題を十分に把握・検証した上で、その解決に向け、十分な時間をかけて、きめ細かな対応を実施するように努めて参ります。

金融円滑化に関する基本方針並びに体制の概要

第1 借入条件の変更等の実施に関する方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

第2 借入条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化管理規定における金融円滑化管理体制

当金庫は、地域金融の円滑化に資するため、「金融円滑化管理規定」を制定し、金融円滑化管理に関する組織体制、及び役割を以下通り定めております。

- 理事会は、金融円滑化管理に係る最終責任機関として、「金融円滑化管理方針」を定め、組織全体に周知を図ります。
- 常勤理事会は、「金融円滑化管理方針」に基づく金融円滑化管理を行なうため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図ります。

(2) 金融円滑化統括責任者、金融円滑化管理責任者、金融円滑化担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部において、金融円滑化統括責任者ならびに、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者を配置し、金融円滑化に関する各事項の任にあたっております。

- 金融円滑化統括責任者は、融資部担当理事がその任にあたり、金融円滑化管理全般を統括・管理します。
- 金融円滑化管理責任者は、融資部長がその任にあたり、金融円滑化に係る適切な管理を確保する態勢の整備・確立に努めます。
- 金融円滑化管理責任者は、融資部長がその任にあたり、金融円滑化管理の適切な実施に向け、金融円滑化に係る営業店の啓蒙、実施状況の記録・報告のほか、改善計画の策定指導・計画の進捗管理などを行います。

(3) 金融円滑化営業店責任者、金融円滑化営業店担当者

「金融円滑化管理規定」では、営業店において、金融円滑化営業店責任者と金融円滑化営業店担当者を配置します。

- 金融円滑化営業店責任者は、営業店長がその任にあたり、金融円滑化情報収集等、適切な顧客対応の指導監督に努めます。
- 金融円滑化営業店担当者は、融資担当役席がその任にあたり、金融円滑化に係る窓口対応と記録・報告に努めます。

第3 借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部に、金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者を配置し、金融円滑化に係るお客様からの苦情相談に対し適切な対応を図ることとしております。

- 金融円滑化苦情相談責任者は、法務部長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談への適切な対応の検証と報告を行います。
- 金融円滑化苦情相談担当者は、お客様相談室長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談の適切な受付と報告を行います。

(2) 金融円滑化に係る苦情相談専用回線

金融円滑化に関する受付用に専門のフリーダイヤル電話回線を設置し、「地域金融円滑化のための基本方針」に記載して店頭で開示しております。

第4 借入条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制

(1) 経営相談課による支援

当金庫では、お客様の事業に関する改善または再生のための支援につきましては、従来から、本部担当部署である経営相談課にて対応しております。「金融円滑化管理規定」では、金融円滑化管理担当者の役割に、改善計画の策定支援および事後管理を定め、営業店と連携してお客様の支援に努めることとしております。

(2) 経営相談会の開催

当金庫では、従来から、地域の事業者さまを対象とした経営相談会を開催しております。営業店において順次開催する定例相談会のほか、お客様の依頼により個別に訪問する機会も設けております。

以上

平成22年1月20日

地域金融円滑化のための基本方針

兵庫信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があつた場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室(フリーダイヤル)

0120-685-123

取扱時間 平日 9:00～17:00

第9回お客様満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

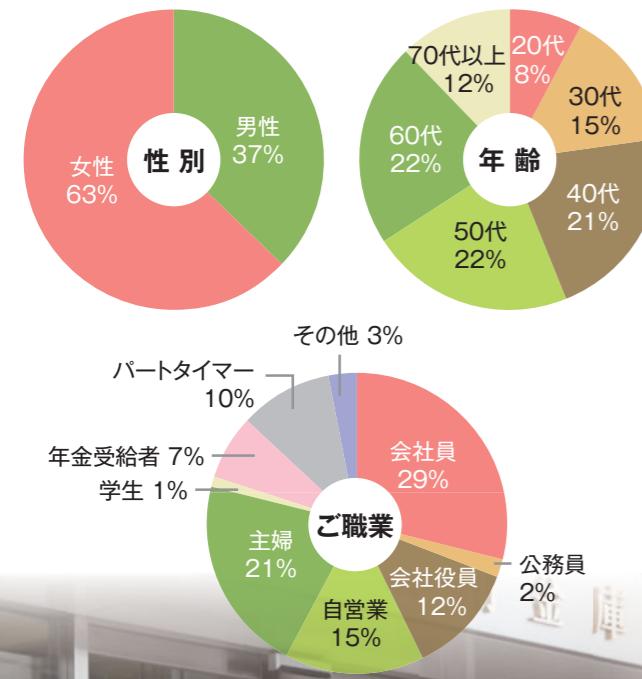
過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力頂きました「お客様満足度調査」の結果につきまして、以下とおりご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客様に愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

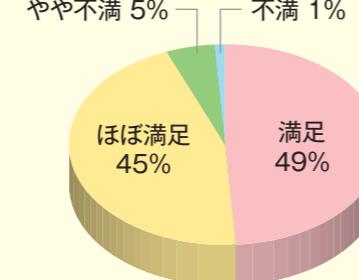
■アンケート実施内容

- ①実施日 平成26年2月3日～平成26年2月14日
- ②対象者 アンケート数 2,500先
回答数 2,487先(回答率 99.48%)
(会員のお客様 994先)
(一般のお客様 1,493先)
- ③調査方法 店頭および専用端末による調査を実施

■回答者の属性

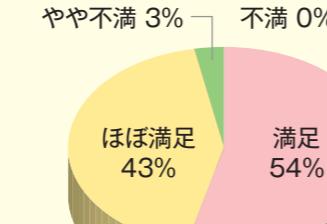


Q1 店舗は清潔で明るいですか



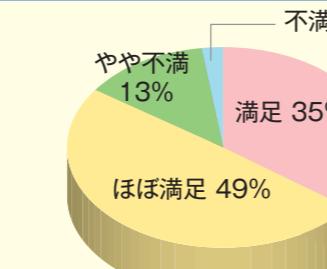
「満足」「ほぼ満足」で94%のご回答を頂きました。これからもより一層清潔で、明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口係や電話での対応は親切で言葉遣いは丁寧ですか



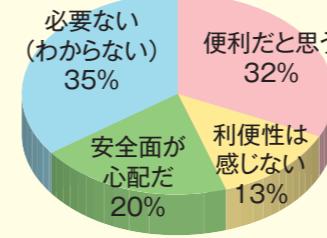
97%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答を頂きました。金庫の顔となる窓口、電話応対につきまして、より一層お客様に満足を頂けるよう、引き続きCSの向上に努めてまいります。

Q3 窓口の待ち時間はいかがですか



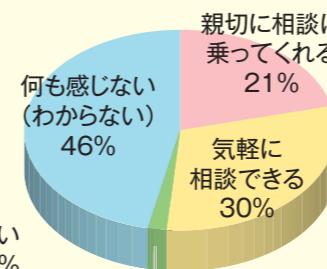
84%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答を頂きましたが、15%のお客さまから「不満」「やや不満」のご回答がありました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、「満足」のご回答をより一層頂けるよう努めてまいります。

Q4 当金庫のインターネットバンキング(個人・法人)について、どう思われますか



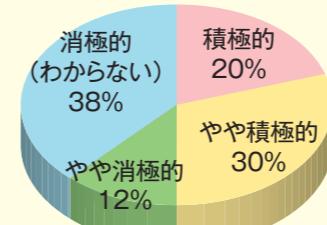
「便利だと思う」が32%の結果となりました。より一層PRを図り、利便性向上に努めるとともに、安全面の確保に努めてまいります。

Q5 ご融資の申込や返済条件等のご相談に対する印象はどうですか



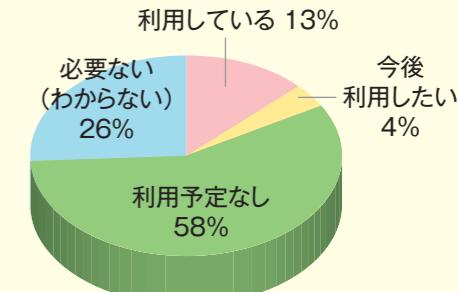
「金融円滑化法」は終了致しましたが、その精神は恒久的なものであり、当金庫では、従来と変わることなく、コンサルティング機能を十分に発揮するため、「取組方針」を掲げ、それぞれのお客様が抱える問題・課題を十分に把握・検証した上で、最適な解決策を提案し、実行支援するように努めてまいります。

Q6 ご融資、各種ローンに対する取組姿勢についてどのようにお感じですか



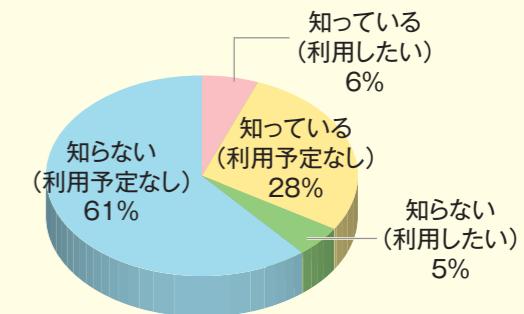
「積極的」「やや積極的」のご回答を50%頂きました。景気は上向き傾向となってきており、地域のお客さまの資金需要やご期待に応えるよう、なお一層積極的に取り組んでまいります。

Q7 「NISA(少額投資非課税制度)」とは、投資信託・株式の譲渡益・配当等が非課税になる証券版のマル優制度のことですが、ご存知ですか(利用されていますか)



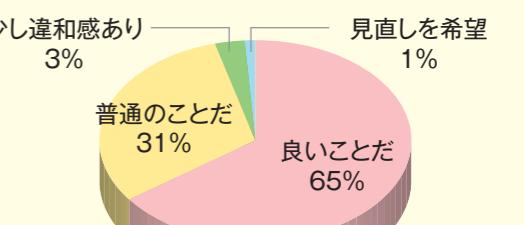
「利用している」「今後利用したい」が17%の結果となりました。今後も「NISA」のPRを図り、お客様の資産運用の一助となるように努めてまいります。

Q8 当金庫のホームページから各種ローン(6種商品)の申込ができることをご存知ですか



「知らない」が66%の結果となりました。より一層PRを図り、お客様へのサービスの利便性の向上に努めてまいります。

Q9 当金庫では、地球温暖化防止の一環として、電力使用量削減のため、職員の服装は、「クールビズ」、「ウォームビズ」を実施していますが、身だしなみとしてどう思われますか



「良いことだ」「普通のことだ」が96%の結果となりました。当金庫も年間を通して「節電」に取り組んでおります。みなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

アンケート調査の中で、お客様からの貴重なご意見・ご要望等を多数頂き、誠にありがとうございました。みなさまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客様にご満足頂ける信用金庫であるように努めてまいります。

環境推進・地域貢献活動

ISO

2000年9月に『ISO14001』を認証取得し、2010年9月には『10年継続賞』を受賞するなど、継続的に環境問題へ取り組んでいます。

また、エコ商品の販売、エコ粗品の提供、『エコマーク認定』を受けた制服を採用するなど、「環境にやさしい信用金庫」を目指して活動を続けています。



JACO登録証



高砂支店 屋上緑化

紙のリサイクル

2003年度より本支店から排出される書類、伝票類を利用し古紙リサイクル運動を展開しています。リサイクルされた紙はダンボールやトイレットペーパーに再生され、トイレットペーパーは当金庫の粗品として利用しています。



“かんべえくん”通帳

当金庫設立40周年記念として、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」放映を機に、『ひめじ官兵衛プロジェクト』イメージキャラクター“かんべえくん”を通帳デザインに採用しました。また、同通帳は『カラーユニバーサルデザイン』の使用により色弱者をはじめ多様な色覚を持つ方へ配慮されたデザインを採用し、記帳ページには地域PRの一環として当金庫営業エリア内の観光名所を写真掲載しています。



ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。25期を迎える今年も女優由美かおるさんをはじめ各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、幅広いテーマでの講演となっています。毎回250名を超える方が受講されご好評をいただいております。



清掃活動

ボランティア活動の一環として、姫路城や須磨海岸の清掃活動に定期的に参加しています。本年6月の「須磨海岸クリーン作戦」には約120名が参加しました。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。



バリアフリーの推進について

目の不自由な方にも安心してご利用いただけるよう、『歩行誘導ソフトマット』を全店舗へ設置しました。また、全職員は『認知症サポーター養成講座』を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。



产学連携協定の締結

兵庫県立大学産学連携機構と「产学連携協力の推進に係る協定書」を締結しました。この連携によりそれぞれが有する機能や経営資源を相互補完し、地域における中小企業の経営支援と地域経済の活性化を図ることを目指します。



100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、集めた募金は高齢者の方々を支援する活動を応援するため活用しています。第5回目は営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いすを24台寄贈し、これまでの寄贈台数は合計131台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。



川上・川下ビジネスネットワーク事業

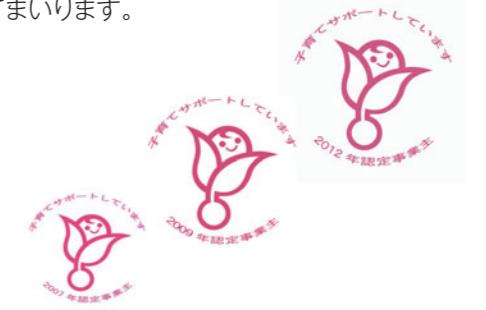
川上・川下ビジネスネットワーク事業は中小企業（川上企業）の技術やノウハウ（シーズ）を大企業（川下企業）に紹介するビジネスマッチング事業です。一般社団法人兵庫県信用金庫協会が主催者の一端を担つており、信用金庫グループが中小企業の技術やノウハウ（シーズ）を発掘する役割を担当し、販路開拓を支援します。



次世代認定マークを取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第3期行動計画の達成により、2012年10月に兵庫労働局長から「基準適合一般事業主」として3期目の認定を受けました。

兵庫信用金庫では引き続き第4期行動計画の達成に向けた取り組みを行っており、これからも子育てを行う労働者の職場と家庭との両立を支援し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育まれる環境の整備に努めてまいります。



沿革・トピックス

ひょうしんのあゆみ

昭和 6年	1月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9年	6月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24年	6月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26年	1月	神和信用組合設立 (S26.10.20.神和信用金庫に改組)
昭和 39年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 50年	9月	オンラインシステム稼動
昭和 51年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、 印南郡が加古川市に編入され事業地区は 15市7郡となる
昭和 60年	7月	本店営業部、外為業務開始
平成 2年	5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、 16市7郡となる(事務センター完成)
平成 5年	8月	預金量5,000億円達成
平成 6年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成 9年	5月	朝日監査法人と監査契約を締結
	11月	インターネット上にホームページ開設 http://www.shinkin.co.jp/hyoshin
平成 11年	3月	郵貯ATMと相互接続開始
	6月	投資信託の窓口販売業務開始
	11月	宝くじ業務の取扱開始

トピックス【平成25年度】

平成25年	5月	17日 「第24期ふれあい大学」開講 20日 クールビズ全店実施(9月末まで)
	6月	17日 ATM稼動時間延長(平日稼動時間8:00~21:00) 18日 ひょうしん「東日本大震災子ども応援定期積金II」販売開始 30日 須磨海岸クリーン作戦(ボランティア活動)に参加
	7月	22日 NISA口座の申込受付開始 29日 「百円募金(ボランティア)活動」及び寄付金より、 兵庫県社会福祉協議会を通じ、県内の社会福祉協議会へ 車椅子24台を寄贈
	8月	12日 住宅ローン当初金利優遇改定(優遇1.50%~1.70%)
	9月	3日 「NISA口座開設限定資産作り応援特別定期預金」販売開始

平成 12年	1月	イメージシング「のじざくの花の輪」制作 デビットカードサービスの開始
	3月	ISO14001認証取得
	9月	エコカーブランの発売
	10月	しんせんゼロネットサービスの開始
平成 13年	1月	ロゴマークを一新 スポーツ振興くじ払戻業務開始
	3月	火災保険の窓口販売業務の開始
平成 14年	2月	確定拠出年金の取扱開始
	3月	関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け
	10月	生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15年	9月	新インターネットバンキング取扱開始 法人インターネットバンキング取扱開始
平成 16年	1月	公庫証券化住宅ローン(買取り型)の取扱開始 マルチペイメントネットワーク取扱開始
	3月	商工中金との業務提携締結
	6月	園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任
	7月	中小企業金融公庫との業務提携締結
	7月	集金代行サービス取扱開始
	11月	無利息型普通預金取扱開始
平成 17年	2月	「資産運用プラン」取扱開始 「個人情報保護法」施行に対応
	4月	「国民生活金融公庫」と業務提携
	8月	神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18年	2月	「お客様相談室」の設置 「預金者保護法」施行に対応
	7月	信金西日本ソリューションセンター設立 当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資
	9月	生体認証機能付ATM(AK-1)導入 ICキャッシュカード取扱開始
	10月	中小企業金融公庫CLO参加
平成 19年	7月	新オンラインシステムへ移行 次世代認定マーク取得
平成 21年	10月	「エコカーブランII」発売開始
平成 22年	3月	加古川支店新築移転オープン 園田 正和・名譽会長に就任
平成 23年	4月	信金PLUS事業に参画
	5月	兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24年	11月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25年	2月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始

営業のご案内

ひょうしん経営相談業務

ひょうしんは、営業地区内の主要店舗において経営相談会の開催や訪問相談を実施し、経営にかかる各種ご相談を承っております。ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄の店舗または、融資部経営相談課もしくは業務部推進課までお声がけ下さい。

相談内容 無料

財務改善	ビジネスマッチング	事業承継	技術開発
海外進出	M&A	創業・新事業	経営アドバイス

これまでの実績

平成25年度は24店舗で経営相談会を開催しました。定例相談業務の開催は、平成17年の開始以来、214回を数えており、「財務改善」「後継者問題」「海外進出」「ビジネスマッチング」等、各種相談にご利用頂いております。

お問い合わせ先

**兵庫信用金庫 融資部 経営相談課
業務部 推進課**
TEL.079-282-1255(代表)
FAX.079-282-1251

相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の豊かでゆとりある人生への資産運用のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

ひょうしんでは投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、がん・医療保険、傷害保険、国債、地方債、外貨預金などの運用商品を各種取り揃えております。

またご相談に関しましても、本部業務部の預り資産専門の職員が訪問させていただき、お客様にあった運用プランをご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡下さい。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店の他、御幸通りローンプラザにおいて行っております。御幸通りローンプラザはお仕事で平日にご来店頂けない皆様への相談窓口として休日相談サービスも受付けておりますので、お気軽にお尋ね下さい。

御幸通り ローンプラザ	土・日・祝日	9:00~17:00
	平 日	9:00~19:00

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、ローンプラザの職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用下さい。

インターネットバンキングサービス

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングは携帯端末も利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス			平成26年4月1日現在
ご利用できる方	法人の方・個人事業者の方		
ご利用対象口座	普通預金・当座預金		
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替	
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替	
		平 日 土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)	
	各種照会サービス	8:00～21:00	9:00～19:00
ご利用時間帯	振込振替サービス(当日振込)	8:00～15:00	ご利用できません
	振込振替サービス(予約振込)	8:00～21:00	9:00～19:00
	ファイル伝送サービス	9:00～16:00	ご利用できません
ご利用端末	●インターネットに接続しているパソコンよりご利用いただけます。 ※ご利用できるOS…詳しくはホームページに掲載しております。 ●Eメールアドレスは必ずご用意ください。		
ご利用できる人数	最大5人まで		
月額基本手数料	オンラインサービス	1,080円	
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,160円	

※上記手数料には8%の消費税が含まれています。

インターネットバンキングサービス(個人)			平成26年4月1日現在
ご利用できる方	個人の方		
ご利用対象口座	普通預金		
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。(約3ヵ月)	
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に資金移動ができます。	
		平 日 土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)	
ご利用時間帯	各種照会サービス	8:00～21:00	9:00～19:00
	振込振替サービス(当日振込)	8:00～15:00	ご利用できません
	振込振替サービス(予約振込)	8:00～21:00	9:00～19:00
ご利用端末	●NTTドコモ(i-mode)・au(EZweb)・SoftBank(Yahoo!ケータイ)・スマートフォン インターネットの利用可能なパソコン ※一部ご利用できない端末がございます。 (利用できるブラウザの環境はひょうしんのホームページで確認できます。)		
月額基本手数料	無料		

預金業務

預金の種類	内 容 と 特 色	預入金額	預入期間
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上 出し入れ自由
	定期預金	1,000円以上 6ヵ月、1年、2年 3年、4年、5年	
定期預金	普通預金	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上 出し入れ自由
	無利息型普通預金(決済用普通預金)	普通預金感覚でご利用でき、残高が30万円以上(I型)なら普通預金よりも有利な利率が適用されます。10万円以上(II型)タイプもございます。	
定期預金	貯蓄預金	会社や商店のお取引に"ひょうしん"の小切手、手形をご利用ください。	1円以上 お引出しありは納税時
	当座預金	納稅資金の計画的積立をご利用ください。非課税です。	
定期預金	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上 7日間以上
	自由金利型定期預金(大口預金)	市場金利を反映した金利が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上 1ヵ月以上5年以内
定期預金	自由金利型定期預金(スーパー定期)	市場金利を反映した金利が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上 1ヵ月以上5年以内
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満 (据置期間1年)
定期預金	積立定期預金	預入期間中、預入金額、預入日が自由に設定できます。	1,000円以上 1年以上
	変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変わる預金です。 3年ものは半年複利(個人の方のみ)ですのでより有利です。	1,000円以上 1年、2年、3年
定期預金	定期積金(スーパー積金)	まとめた資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上 6ヵ月以上5年以内
外貨預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	積立期間5年以上 1,000円以上 (据置期間6ヵ月以上 5年以内)
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年内にお受け取りになれます。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。	
	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。	3年以上の自動継続
外貨預金	外貨普通預金(US\$建・EUR建)	出し入れ自由で便利な預金です。	1セント以上 出し入れ自由
	外貨定期預金(US\$建・EUR建)	法人・個人向けの新しい資金運用として、いま注目を集めている定期預金です。	US\$10,000以上 EUR10,000以上 1週間以上1年以内
	ひょうしん(US\$建) 外貨定期預金(チャンス)	預入金額を小口化して、預入期間も4種類に限定した個人向けの定期預金です。元利金自動継続扱もできます。	US\$1,000以上 100,000未満 EUR1,000以上 100,000未満 1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年
	ひょうしんユーロ・オープン 外貨定期預金		

融資業務

個人向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅プランに…	住宅ローン 住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	8,000万円以内	35年以内
	証券化住宅ローン (フラット35・35S) 住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
	リフォームローン お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
	公的つなぎローン 購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヵ月以内
	無担保住宅ローン 不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
	兵信カードローン レジャー、お買い物などあなたのベーターライフに大変便利なローンです。	300万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
	健全な消費生活の急な出費に対応できる便利なローンです。	10万円以上 300万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
		10万円、30万円、50万円、70万円、100万円の5種類	2年間 (2年毎に契約更新)
	フリーローンモアV 豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	300万円以内	7年以内
	エコカーブラン 環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)
	カーライフプラン 自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		3ヵ月以上10年以内 (元金据置は卒業予定月まで)(医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内)
教育ローン (ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)
しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金です。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)

事業者向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復利用ができ、大変便利です。	100万円以上 1,000万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできる商品です。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
純新規特別融資	お取引のないお客様を支援いたします。	5,000万円以内	7年以内
ビジネスサポートローン	ご契約限度額の範囲内で必要な時に必要な金額を即時にご利用いただけます。	100万円以上 500万円以内	1年間 (1年毎に契約更新)
スマールビジネスローン	個人事業者向け事業資金 無担保、原則第3者保証人不要	50万円以上 500万円以内	5年以内

外国為替業務

種類	内容と特色
外貨両替	US\$紙幣の売渡・買取を行っております。また、外貨宅配サービスにて外国通貨(約36通貨)をご自宅や職場へお届けするほか、外貨郵送買取サービスもお取扱いをしています。
海外送金	海外への送金業務を行っています。送金小切手、電信送金の2種類があり、輸入代金、書籍代、滞在費などの送金ができます。また海外からの送金を受取ることもできます。
輸出入取引	輸出手形・小切手の取立・買取、輸入信用状の発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンス、送金ユーザンスなどのお取扱いをしています。
貿易投資相談	海外との貿易取引や海外進出などのご相談にも応じます。
外貨預金・外貨貸付	米ドル建・ユーロ建の外貨預金や米ドル建外貨貸付(インバクトローン)のお取扱をしています。

証券業務

種類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債、兵庫県民債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	中期国債ファンド/しんきん3資産ファンド/しんきんインデックスファンド225/グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)など27種類の投資信託を全営業店の窓口で販売しています。

代理貸付業務

各団体名
●信金中央金庫
●日本政策金融公庫
●独立行政法人住宅金融支援機構
●独立行政法人中小企業基盤整備機構
●独立行政法人勤労者退職金共済機構
●独立行政法人福祉医療機構

信託代理店業務

三菱UFJ信託銀行との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。

信託銀行独自の専門性とノウハウの活用により、信託業務に関するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	内容と特色
公益信託	個人や企業、団体などが信託された財産で、奨学金、社会福祉、学術研究などの公益目的を実現します。
土地信託	お客様の土地を手放すことなく、信託銀行が有効活用に関するプランニングをすることにより、土地の有効活用が図れます。
証券信託(特金・特金外)	投資家(企業)の皆さまから資金をお預かりし、信託銀行が投資家の運用指図に基づき有価証券投資を行います。
金銭債権の信託	お客様(企業)の持っている金銭債権を信託銀行に信託し、その債権の管理・処分などを目的とした信託です。
国民年金基金加入勧奨業務	国民年金基金加入対象者(自営業者等)に対して国民年金基金の説明を行い、同基金への加入申出の取次を行う業務です。

(注)国民年金基金加入勧奨業務以外の信託代理店業務は、本店営業部、神戸中央支店にて取扱いしており、その他の営業店ではお取次ぎいたします。

保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務の取扱いを行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴	
定額年金	一時払型	加入時に定めた年金額を確実にお受け取りいただけます。	余裕資金の有効活用ができます。
	積立型	計画的に無理なく資産形成ができます。	
終身保険	一時払型・平準払型	万一の保障を生涯にわたって確保できます。	
がん・医療保険	月払型	病気もケガも生涯にわたって保障します。	
学資保険	平準払型	お子さまの進学の時期にあわせて無理なく資産形成ができます。	

各種サービス

種類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
法人インターネットバンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)・括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリでお知らせするサービスです。
インターネットバンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンや携帯端末(i-mode・EZweb・Yahoo!ケータイ)・スマートフォンを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込が可能です。
電子記録債権サービス(でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落されます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
しんきん介護サービス費用集金事務サービス	介護サービス費用(自己負担分)の集金を当金庫が介護サービス事業者の皆さんに代わって金融機関での口座振替により集金するサービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
地方税一括納付サービス	毎月の市町村民税(特別源泉徴収分)の納付事務を<ひょうしん>が代行処理するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などを預りし、ご指定の口座にご入金いたします。
金のお取扱い	金地金、メイブルリーフ金貨の販売・買い取りを行っています。直接お客様にお手渡しする販売方法とさせていただきます。(金地金の買い取りは当金庫販売分のみ)

手数料一覧

(平成26年4月1日現在)

※下記手数料には8%の消費税が含まれています。

為替手数料

種類	振込	当金庫		他行宛	
		同一店宛	本支店宛	電信	文書
窓口扱い		5万円未満 5万円以上	108円 216円	216円 432円	540円 756円
ATM(現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金キャッシュカード)		5万円未満 5万円以上	108円 216円	108円 324円	432円 648円
ATM(当金庫キャッシュカード及び通帳)		5万円未満 5万円以上	無料 無料	108円 216円	216円 432円
総合振込(振込依頼書・MT・FD)		5万円未満 5万円以上	108円 216円	216円 432円	540円 756円
給与・賞与振込(振込依頼書・MT・FD)	・別途、給与振込に関する協定書の締結が必要です ・法人インターネットバンキング及びファームバンキングご利用のお客様は下記、法人インターネットバンキング及びファームバンキングと同一料金です	5万円未満 5万円以上	無料 無料	216円 432円	540円 756円
法人インターネットバンキング	法人インターネットバンキング ファームバンキング、ホームバンキング	5万円未満 5万円以上	無料 無料	108円 324円	432円 648円
インターネットバンキング		5万円未満 5万円以上	無料 無料	108円 216円	216円 432円
振込じょうず(定額自動振込)		5万円未満 5万円以上	無料 無料	108円 324円	432円 648円
個別取立	営業店取立(至急扱)……(郵便書留料+手数料)			1通につき	864円
代金取立	集中課取立(普通扱)……(郵便書留料+手数料)			1通につき	864円
	店内交換(当庫僚店間、及び同一店舗内)				無料
特定地域				1通につき	324円~864円
その他	不渡手形・小切手返却料			1通につき	864円
	取立手形組戻料			1通につき	864円
	振込・送金の組戻料			1件につき	864円
	振込じょうず(定額自動振込)取扱			振込の都度	108円

電子記録債権サービス

種類	インターネット扱い		窓口扱い	
	月間基本手数料		1,080円	2,160円
発生記録	インターネット受付		窓口受付	
	債務者請求方式	216円	324円	324円
譲渡記録・分割譲渡記録	債務者請求方式	216円	324円	432円
でんさい割引		216円	324円	432円
開示(書面)	特例開示	108円	216円	216円
	残高の開示(都度発行方式)	—	—	3,240円
	残高の開示(定例発行方式)	—	—	4,320円
保証記録		108円	216円	216円
変更記録	発生記録以外の記録(無)	108円	216円	216円
	発生記録以外の記録(有)	—	—	2,160円
支払等記録		108円	216円	216円
支払不能情報照会		—	—	3,240円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		—	—	1,620円

ATM利用手数料										
利用時間帯		取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫のカード	提携都銀・地方銀行のカード	第二地銀・信用組合のカード	信託銀行・系統農協のカード	労働金庫のカード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード
平日	8:00 ~ 8:45	入金	無料	108円	—	216円	—	216円	—	—
		出金	108円		216円		216円		216円	108円
		振込					—		—	—
	8:45 ~ 18:00	入金	無料	無料	—	108円	—	108円	108円	—
		出金			108円		108円		無料	—
		振込					—		—	—
	18:00 ~ 19:00	入金	無料	108円	—	216円	—	216円	—	—
		出金	108円		216円		216円		108円	—
		振込					—		—	—
	19:00 ~ 21:00	入金	無料	108円	—	216円	—	216円	—	—
		出金	108円		216円		216円		216円	108円
		振込					—		—	—
土曜日	9:00 ~ 14:00	入金	無料	無料	—	108円	—	108円	—	—
		出金			108円		108円		108円	無料
		振込					—		—	—
	14:00 ~ 17:00	入金	無料	108円	—	216円	—	216円	—	—
		出金	108円		216円		216円		216円	108円
		振込					—		—	—
日曜日・祝日	9:00 ~ 17:00	入金	無料	108円	—	216円	—	216円	—	—
		出金	108円		216円		216円		216円	108円
		振込					—		—	—
	17:00 ~ 19:00	入金	無料	108円	—	—	—	—	—	—
		出金	108円		—		—		—	—
		振込					—		—	—

その他の手数料										
種類		手数料		種類		手数料				
マル専当座口座開設		1 件	3,240円	ファームバンキング(FB)		1カ月	1,080円 3,240円			
異議申立て手続き		1 件	3,240円	インターネットバンキング(個人)			無料			
自己宛小切手の発行		1 枚	540円	法人インターネットバンキング		1カ月	1,080円 2,160円			
小切手用紙	署名判印刷なし	1 冊	648円	夜間金庫利用料		1 年	25,920円			
	署名判印刷あり	1 冊	756円	夜間金庫入金帳		1 冊	5,400円			
約束手形用紙	署名判印刷なし	1 冊	432円	国債口座管理		1 年	1,296円			
	署名判印刷あり	1 冊	540円	金地金売買		売買ごと	5,400円			
為替手形用紙		1 冊	432円	貸金庫		1 年	5,184円~25,920円			
マル専当座手形用紙		1 枚	432円	株式払込			16.20 10,000 ~ 27.00 10,000			
残高証明書		1 部	432円							
取引履歴明細表の発行		1 部	432円							
通帳・証書・キャッシングカード等の再発行		1 件	1,080円							
アンサー契約		1カ月	540円							

資料編

財務内容

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
ハ. 事務所の名称及び所在地	64
2. 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	35
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
表示する指標として次に掲げる事項	35
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	41
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	10
ロ. 法令遵守の体制	13
ハ. 金融ADR制度への対応	15
5. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	18
6. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	49
②延滞債権に該当する貸出金	49
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	49
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	54
7. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	44
②金銭の信託	45
③第102条第1項第5号に掲げる取引	46
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
9. 貸出金償却の額	49
10. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	37
11. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	46
12. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	37
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	50
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	50
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	50

平成25年度の業績

平成25年度の運営方針

平成25年度は第6次中期経営計画の最終年度として同計画の4つの基本戦略(強靭な経営体質の構築、お客様との「つながり」の強化、営業推進体制の強化、職場の活性化)に基づき、収益力の強化、内部管理態勢の強化、顧客満足度の向上を経営課題に掲げ活動して参りました。

平成25年度の経営環境と業績

平成25年度の我が国金融経済環境は、いわゆるアベノミクス効果の浸透により着実な回復軌道をたどりました。また、年度末に向けて消費税率引上げ前の駆込み需要も盛り上がり、景気の下支えとなりました。

地域における中小企業を取り巻く環境においても、創業、新事業への取組み、販路拡大などの動きが見え始め、緩やかにではありますが、明るい兆しが現れています。

このような経営環境の下、当金庫は、お客様から真に安心いただける金融機関となることを目指して、中小企業に対する金融の円滑化を図るとともに、積極的な営業推進策を展開し、地域経済の活性化に全力を尽くして参りました。

平成25年度の預金・貸出金・損益の状況

預金

お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費者ローン等の商品をご用意しておりますが、一部で景気は持ち直しているものの、全般的な売上は伸び悩み、運転・設備資金需要の減少や、住宅ローンなどの個人消費者ローンの減少により貸出金残高は56億円減少、3,018億円となりました。

貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金需要も盛り上がり、景気の下支えとなりました。一方、当期純利益は不良債権処理費用の減少により前年比985百万円増加の2,189百万円を計上しました。

損益の状況

市場環境の好調を受けて有価証券利息配当金が増加したものの、主要な収入源である貸出金利息が減少したこと等により、業務純益は前年比501百万円減少の2,984百万円となりました。一方、当期純利益は不良債権処理費用の減少により前年比985百万円増加の2,189百万円を計上しました。

(業務純益)一般企業の営業利益に相当するもので、本来の業務によって得られた利益のことです。

自己資本比率について

自己資本比率(平成26年3月末) 8.57%

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち、自己資本比率については、当期純利益2,189百万円を確保し適正な内部留保をおこなった結果、前年比0.85%ポイント上昇しました。なお、上昇は5期連続となりました。

$$\text{自己資本比率の算出方法} >> \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット}} \times 100 = \frac{22,264 \text{ 百万円}}{259,735 \text{ 百万円}} = 8.57\%$$

平成26年3月末の自己資本比率は8.57%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めまいります。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	12,766	12,534	12,435	11,486	12,066
業務純益	2,545	3,166	3,635	3,485	2,984
経常利益	121	386	946	1,338	2,297
当期純利益	352	518	719	1,204	2,189
出資総額	2,212	2,217	2,243	2,260	2,289
出資総口数	4,424	4,434	4,487	4,521	4,579
純資産額	17,598	17,771	19,278	22,738	24,126
総資産額	636,849	640,148	647,452	645,086	657,519
預金積金残高	613,211	616,844	623,192	617,580	629,055
貸出金残高	328,772	324,287	314,583	307,518	301,889
有価証券残高	165,698	167,818	168,073	186,387	182,386
単体自己資本比率	7.14	7.27	7.49	7.72	8.57
出資に対する配当金	88	88	88	89	90
役員数	11	9	10	10	10
うち常勤役員数	7	5	6	6	6
職員数	558	559	542	550	559
会員数	43,697	43,672	43,801	43,842	43,950

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

財務諸表

貸借対照表

【資産の部】		
科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
現金	10,213	11,179
預け金	130,347	150,335
コールローン	2,656	5,346
買入金銭債権	1,352	1,188
金銭の信託	1,400	—
有価証券	186,387	182,386
国 債	20,250	17,028
地 方 債	44,119	43,042
社 債	80,094	80,234
株 式	601	301
その他の証券	41,322	41,778
貸出金	307,518	301,889
割引手形	4,325	3,122
手形貸付	10,639	10,450
証書貸付	282,402	278,288
当座貸越	10,151	10,028
外国為替	281	443
外国他店預け	212	358
買入外国為替	—	0
取立外国為替	69	84
その他資産	3,792	3,526
未決済為替貸	249	189
信金中込出資金	2,105	2,105
前払費用	—	—
未収収益	1,114	839
金融派生商品	19	11
その他の資産	302	381
有形固定資産	6,518	6,606
建物	1,126	1,185
土地	4,717	4,717
リース資産	165	177
建設仮勘定	—	5
その他の有形固定資産	508	520
無形固定資産	141	112
ソフトウェア	141	112
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,091	1,075
貸倒引当金	△ 5,523	△ 5,495
一般貸倒引当金	△ 704	△ 500
個別貸倒引当金	△ 4,818	△ 4,994
資産の部合計	646,178	658,594

【負債の部】		
科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
預金積金	617,580	629,055
当座預金	26,126	28,820
普通預金	191,439	195,523
貯蓄預金	443	430
通知預金	555	488
定期預金	384,563	387,768
定期積金	10,841	10,323
その他の預金	3,610	5,701
借用金	575	650
借入金	575	650
コールマネー	41	33
外国為替	—	—
売渡外國為替	—	—
未払外國為替	—	—
その他負債	1,886	1,504
未決済為替借	333	247
未払費用	898	775
給付補填備金	22	16
未払法人税等	119	11
前受収益	79	85
払戻未済金	7	7
払戻未済持分	0	0
金融派生商品	19	8
リース債務	165	177
資産除去債務	69	70
その他の負債	170	103
賞与引当金	283	289
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	973	867
預金払戻損失引当金	111	119
偶発損失引当金	133	298
繰延税金負債	209	29
再評価に係る繰延税金負債	553	542
債務保証	1,091	1,075
負債の部合計	623,439	634,468

【純資産の部】		
科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
出資金	2,260	2,289
普通出資金	2,260	2,289
利益剰余金	16,840	18,969
利益準備金	2,243	2,260
その他利益剰余金	14,596	16,708
特別積立金	12,600	13,600
当期末処分剰余金	1,996	3,108
処分未済持分	—	△0
会員勘定合計	19,101	21,258
その他有価証券評価差額金	2,841	2,101
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	795	766
評価・換算差額等合計	3,636	2,867
純資産の部合計	22,738	24,126
負債及び純資産の部合計	646,178	658,594

損益計算書

科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	11,486,467	12,066,313
資金運用収益	9,281,005	9,541,863
貸出金利息	6,616,872	6,252,022
預け金利息	629,731	712,910
コールローン利息	8,904	7,422
有価証券利息配当金	1,955,834	2,490,168
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	69,661	79,339
役務取引等収益	1,041,688	1,050,360
受入為替手数料	568,930	568,393
その他の役務収益	472,757	481,966
その他業務収益	630,508	537,796
外国為替売買益	26,780	26,991
国債等債券売却益	499,109	483,869
国債等債券償還益	88,608	2,322
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	16,009	24,612
その他経常収益	533,265	936,292
償却債権取立益	301,531	431,173
株式等売却益	86,010	325,933
金銭の信託運用益	13,103	6,569
その他の経常収益	132,619	172,615
経常費用	10,148,074	9,768,465
資金調達費用	715,836	662,212
預金利息	697,388	646,418
給付補填備金繰入額	16,316	13,548
借用金利息	1,419	1,592
コールマネー利息	102	135
金利スワップ支払利息	568	487
その他の支払利息	40	30
役務取引等費用	696,696	673,181
支払為替手数料	193,879	193,604
その他の役務費用	502,817	479,577
その他業務費用	161,321	215,151
国債等債券売却損	127,300	181,741
国債等債券償還損	30,511	31,250
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	3,508	2,159
経費	6,860,810	6,819,741
人件費	4,023,575	4,013,240
物件費	2,643,175	2,616,665
税金	194,059	189,835
その他経常費用	1,713,409	1,398,177
貸倒引当金繰入額	486,719	654,786
貸出金償却	941,448	308,138
株式等売却損	136,383	4,276
株式等償却	95	20
その他資産償却	1,035	—
その他の経常費用	147,727	430,956

剩余金処分計算書

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剩余金	1,996,975	3,108,627
剩余金処分額	1,106,543	2,119,420
利益準備金	16,841	28,882
普通出資に対する配当金	89,701	90,538
特別積立金	1,000,000	2,000,000
繰越金(当期末残高)	890,431	989,206

財務諸表の適正性等の確認

平成24年度及び25年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月4日
兵庫信用金庫
理事長

○ 田 和 伸

貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建 物 | 10年~50年 |
| その他の資本 | 4年~20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付してしております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算法の経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の区分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の区分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,620百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び理数計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌事業年度から)損益処理 |
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,698,432百万円 |
| 差引額 | △222,153百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月分)
- | |
|---------|
| 0.4749% |
|---------|
- ③補足説明
上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び繰越不足金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該債務に充てられる特別掛金98百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 債券発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する継延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク

を減殺する目的で行う為替物預約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1百万円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円

18. 子会社等の株式又は出資金の総額 58百万円

19. 子会社等に対する金銭債権総額 一百万円

20. 子会社等に対する金銭債務総額 128百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 11,012百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,469百万円、延滞債権額は21,423百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は498百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,392百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、荷付为替手形及び買入外匯為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,122百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 7,096百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金11,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は13百万円及び敷金は98百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る継延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(実行價格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△1,705百万円

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は25百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 5,269円45銭

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いつつリスクコントロールに努めています。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び為替先物予約取引があります。

当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理体制を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっています。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっています。

リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関する場合は、資本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことでの管理と、その状況等は企画部がモニタリングしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。

定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日々算出し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99バーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、2,736百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを行っております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99バーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、234百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(vi) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることがあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

金融負債
 (1)預金積金
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
 デリバティブ取引は、金利連関取引(金利スワップ)、通貨連関取引(為替オプション)であり、割引現価等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
 は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	48
非上場株式(*1)(*2)	117
信金中央金庫出資金(*1)	2,105
買入金銭債権(*3)	500
合計	2,781

(*1)子会社・法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について百万円減損処理を行っております。

(*3)買入金銭債権のうち、貸出金などの時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定期額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	96,503	47,700	—	—
有価証券(*2)	16,447	58,939	71,270	19,127
満期保有目的の債券	2,429	5,333	10,868	2,937
その他有価証券(うち満期があるもの)	14,017	53,606	60,402	16,190
貸出金(*3)	57,293	94,552	65,239	54,589
合計	170,243	201,191	136,509	73,716

(*1)預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。

(*2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定期額が明確に見込めないものは含めておりません。

(*3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻候補先に対する債権等、償還予定期額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)主な有利子負債の決算日後の返済予定期額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	520,094	106,079	2,881	—
合計	520,094	106,079	2,881	—

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりあります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「投資信託」「外国証券」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、34.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—
	地 方 債	9,455	9,593
	社 債	5,857	5,925
	そ の 他	3,632	3,691
	小 計	18,945	19,209
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	570	569
	社 債	25	24
	そ の 他	2,756	2,722
	小 計	3,351	3,316
合 計	22,296	22,526	229

その他の有価証券 (単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	43	35
	債 券	113,881	111,592
	国 債	14,027	13,922
	地 方 債	29,461	28,678
	社 債	70,392	68,991
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	28,682	27,630
	小 計	142,607	139,258
	株 式	81	90
	債 券	10,516	10,637
	国 債	3,000	3,000
合 計	17,994	18,432	△437

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	379	96	0
債 券	21,788	396	181
国 債	10,596	112	2
地 方 債	2,138	57	—
社 債	9,053	226	179
そ の 他	1,923	316	4
合 計	24,092	809	186

35. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に5,451百万円含まれております。

36. 当座貸借契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,512百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが12,148百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎)に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位:百万円)
 貸倒引当金 4,403
 減価償却超過額 313
 土地の減損 180
 賞与引当金 80
 退職給付引当金 241
 その他 252
 繰延税金資産小計 5,469
 評価性引当額 △4,687
 繰延税金資産合計 781

(追加情報)
 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は從来の29.61%から27.83%となります。この税率変更により、繰延税金資産は50百万円減少し、法人税等調整額は50百万円増加しております。

38. 表示方法の変更
 前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めることとなっていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。
 なお、前事業年度において、「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」はありません。

業務粗利益

	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	8,566,709	8,880,309
資金運用収益	9,281,005	9,541,863
資金調達費用	714,296	661,553
役務取引等収支	344,991	377,179
役務取引等収益	1,041,688	1,050,360
役務取引等費用	696,696	673,181
その他業務収支	469,186	322,645
その他業務収益	630,508	537,796
その他業務費用	161,321	215,151
業務粗利益	9,380,888	9,580,134
業務粗利益率	1.45	1.47

(注)1.「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(平成24年度1,540千円、平成25年度659千円)を控除して表示しております。
 2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.43	1.47
資金調達原価率	1.18	1.17
総資金利鞘	0.25	0.30

利率率

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.20	0.34
総資産当期純利益率	0.18	0.33

(注) 経

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高

【預金積金及び譲渡性預金平均残高】 (単位:百万円)		
	平成24年度	平成25年度
流動性預金	233,149	236,092
うち有利息預金	176,320	180,173
定期性預金	398,138	398,621
うち固定金利定期預金	397,658	398,236
うち変動金利定期預金	480	384
その他	2,736	2,551
合計	634,024	637,264
譲渡性預金	—	—
合計	634,024	637,264

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

【定期預金残高】 (単位:百万円)		
	平成25年3月末	平成26年3月末
定期預金	384,563	387,768
固定金利定期預金	384,124	387,413
変動金利定期預金	424	341
その他	14	14

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高

【貸出金平均残高】 (単位:百万円)		
	平成24年度	平成25年度
手形貸付	12,988	10,662
証書貸付	284,412	278,878
当座貸越	9,734	9,932
割引手形	3,911	3,337
合計	311,047	302,810

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金科目別平残内訳 (単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
当座預金	23,514	24,301
普通預金	208,590	210,752
貯蓄預金	467	439
通知預金	577	598
定期預金	387,309	388,057
定期積金	10,829	10,564
別段預金	1,758	1,766
納税預金	79	72
その他預金	898	711
合計	634,024	637,264

使途別の貸出金残高

【貸出金使途別残高】 (単位:百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
	貸出金残高	構成比
設備資金	147,945	48.1%
運転資金	159,573	51.8%
合計	307,518	100.0%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

【貸出金業種別内訳】 (単位:先、百万円)

業種区分	平成25年3月末		平成26年3月末		業種区分	
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	
製造業	699	25,860	8.4%	669	25,086	8.3%
農業、林業	26	496	0.1%	26	458	0.1%
漁業	9	32	0.0%	9	28	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4	0.0%	—	—	—
建設業	1,061	31,239	10.1%	1,017	29,655	9.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	21	499	0.1%	18	464	0.1%
運輸業、郵便業	187	10,033	3.2%	175	9,242	3.0%
卸売業、小売業	913	26,286	8.5%	864	26,405	8.7%
金融業、保険業	24	2,889	0.9%	23	3,570	1.1%
不動産業	638	50,531	16.4%	657	50,165	16.6%
物品賃貸業	8	804	0.2%	7	1,039	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	100	1,365	0.4%	106	1,320	0.4%
宿泊業	13	3,601	1.1%	11	3,610	1.1%
飲食業	337	5,146	1.6%	331	5,088	1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	449	17,762	5.7%	420	17,343	5.7%
教育、学習支援業	27	1,271	0.4%	22	1,059	0.3%
医療、福祉	161	8,122	2.6%	163	8,631	2.8%
その他のサービス	211	6,234	2.0%	206	6,090	2.0%
小計	4,885	192,182	62.4%	4,724	189,263	62.6%
地方公共団体	13	28,425	9.2%	13	29,272	9.6%
個人	19,503	86,911	28.2%	18,690	83,353	27.6%
合計	24,401	307,518	100.0%	23,427	301,889	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

【預貸率】 (単位:%)

	平成24年度	平成25年度
期末預貸率	49.7	47.9
期中平均預貸率	49.0	47.5

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

代理貸付残高の内訳

	平成25年3月末	平成26年3月末
信金中央金庫	580	582
日本政策金融公庫	84	66
独)住宅金融支援機構	11,854	9,700
独)福祉医療機構	1,631	1,415
独)中小企業基盤整備機構	186	168
独)勤労者退職金共済機構	—	—
合計	14,337	11,933

一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高

	平成25年3月末	平成26年3月末
預金	13,724	13,979
貸出金	(14,089)	(14,161)

(注) ()内は期中の平均残高により算出したものです。

役職員一人あたりの預金残高及び貸出金残高

	平成25年3月末	平成26年3月末
預金	1,110	1,113
貸出金	(1,087)	(1,091)

(注) ()内は期中の平均残高により算出したものです。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

【平成24年度】

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	80	368	3,492	6,055	8,655	1,597	—	20,250
地 方 債	6,402	7,683	5,582	7,702	8,714	8,033	—	44,119
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,367	14,915	17,197	11,770	26,653	5,190	—	80,094
株 式	—	—	—	—	—	601	601	—
外 国 証 券	2,714	5,766	9,785	1,221	8,314	4,273	—	32,076
その他の証券	—	2,138	1,856	2,380	168	—	4,054	10,598

【平成25年度】

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	186	1,182	5,018	6,002	4,062	575	—	17,028
地 方 債	3,460	7,137	5,738	7,215	10,891	8,598	—	43,042
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	8,529	12,724	14,569	13,967	24,541	5,902	—	80,234
株 式	—	—	—	—	—	125	125	—
外 国 証 券	4,418	6,376	7,413	3,024	2,879	4,649	—	28,761
その他の証券	595	1,764	2,468	1,983	2,816	688	3,388	13,706

有価証券の種類別の平均残高

【有価証券平均残高】

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
国 債	17,545	17,989
地 方 債	42,109	44,324
短 期 社 債	—	—
社 債	74,634	79,473
株 式	581	399
外 国 証 券	32,424	28,486
その他の証券	9,154	9,674
合 計	176,451	180,347

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

	平成24年度			平成25年度			
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	11,187	11,390	202	9,455	9,593	137
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,258	6,334	76	5,857	5,925	67
	そ の 他	3,576	3,626	49	3,632	3,691	58
	小 計	21,022	21,351	329	18,945	19,209	263
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	83	83	0	570	569	△ 1
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	537	536	△ 0	25	24	△ 0
	そ の 他	7,275	6,993	△ 282	2,756	2,722	△ 33
	小 計	7,897	7,614	△ 283	3,351	3,316	△ 34
合 計		28,919	28,965	45	22,296	22,526	229

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を越えるもの	株 式	163	130	32	43	35	7
	債 券	119,672	116,573	3,098	113,881	111,592	2,288
	国 債	16,766	16,492	273	14,027	13,922	105
	地 方 債	32,847	31,799	1,047	29,461	28,678	782
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	70,058	68,281	1,777	70,392	68,991	1,400
そ の 他		25,785	24,465	1,320	28,682	27,630	1,052
小 計		145,620	141,169	4,451	142,607	139,258	3,349
貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	株 式	264	278	△ 13	81	90	△ 8
	債 券	6,724	7,012	△ 287	10,516	10,637	△ 121
	国 債	3,484	3,502	△ 17	3,000	3,000	△ 0
	地 方 債	—	—	—	3,556	3,575	△ 19
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 傷	3,240	3,510	△ 269	3,960	4,061	△ 101
そ の 他		5,536	5,749	△ 212	7,396	7,703	△ 307
小 計		12,526	13,040	△ 514	17,994	18,432	△ 437
合 計		158,146	154,210	3,936	160,602	157,690	2,911

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10	10	10
関 連 法 人 等 株 式	45	48	45	48
非 上 場 株				

デリバティブ取引

金利関連取引

該当する取引はございません。

通貨関連取引

(単位:百万円)								
平成24年度				平成25年度				
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約							
	売 建	211	61	225	△ 13	380	154	382
	買 建	197	61	212	14	345	153	350
合 計				437	1			732
								3

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金債権債務等に付されたもので当該外貨建金債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。
対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されています。

(1)報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につい

ては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監

事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2)平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
(単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	161

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」142百万円、「賞与」19百万円となっております。
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 平成25年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。
対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されています。

(1)報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につい

ては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監

事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2)平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
(単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	161

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」142百万円、「賞与」19百万円となっております。
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成24年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」は、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 平成25年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

その他の経営指標

内国為替取扱高

(単位:百万円)

振込・送金	平成24年度	平成25年度
	金額	金額
仕 向 为 替	580,657	597,523
被 仕 向 为 替	702,563	744,738
代 金 取 立	19,599	22,280
	7,921	7,819

外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

輸 出	平成24年度	平成25年度
	金額	金額
輸 出	13,955	12,592
輸 入	60,035	65,878
貿 易 外	7,833	32,979
合 计	81,823	111,450

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

外 貨 建 資 産 残 高	平成25年3月末	平成26年3月末
	10,080	7,746

会員数・出資金・配当率

(単位:人、百万円)

会 員 数	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
会 員 数	43,697	43,672	43,801	43,842	43,950
出 資 金	2,212	2,217	2,243	2,260	2,289
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

職員数

(単位:人)

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
男 性	372	368	358	357	369
女 性	186	191	184	193	190
職員総数	558	559	542	550	559

自動機設置状況

(単位:台)

店 内 A T M	平成25年3月末	平成26年3月末
店 外 A T M	93	94
合 計	22	22

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券及び仮払金です。

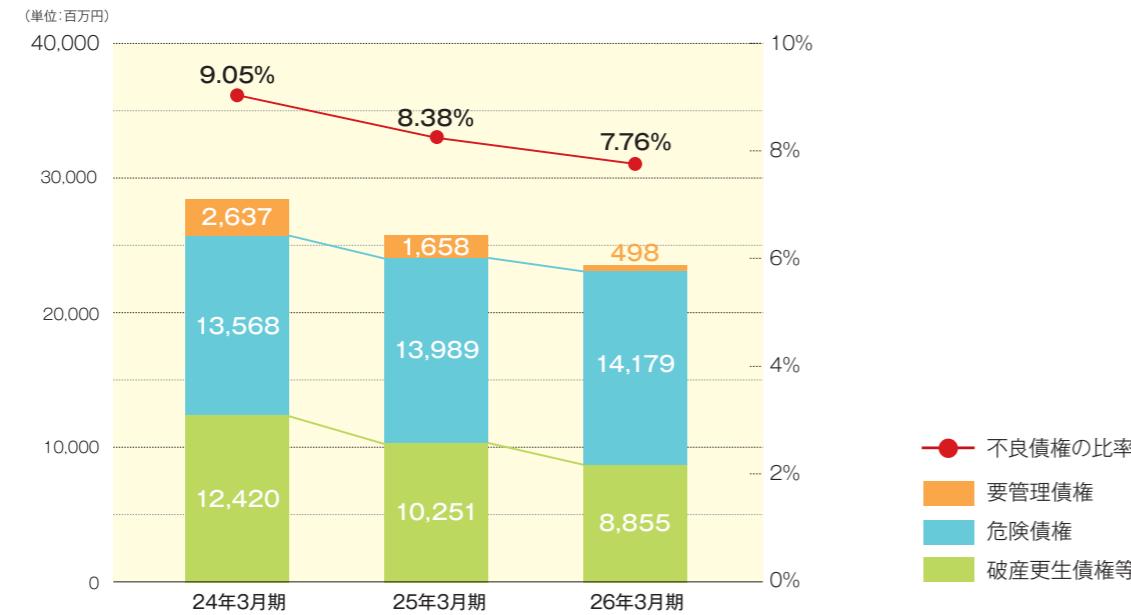
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破綻先、実質破綻先の債権）危険債権（破綻懸念先の債権）要管理債権（要注意先のうち、元本又は利息の支払が3ヶ月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権）の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は240億円に上っており、健全性については問題ありません。



金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券及び仮払金です。

区分	開示額(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成25年3月末	25,898	23,472	18,487	90.63	67.26
	平成26年3月末	23,534	21,820	16,791	92.71	74.58
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年3月末	10,251	10,251	8,195	100.00	100.00
	平成26年3月末	8,855	8,855	7,178	100.00	100.00
危険債権	平成25年3月末	13,989	12,430	9,749	2,680	88.85
	平成26年3月末	14,179	12,717	9,482	3,234	89.68
要管理債権	平成25年3月末	1,658	791	542	248	47.70
	平成26年3月末	498	247	130	116	49.64
正常債権	平成25年3月末	283,334	—	—	—	—
	平成26年3月末	279,774	—	—	—	—
合計	平成25年3月末	309,232	—	—	—	—
	平成26年3月末	303,308	—	—	—	—

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。
 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 6.「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。

(単位:百万円)

区分	開示額(a)	担保・保証等による回収見込額(b)	貸倒引当金(c)	保全率(%) (b+c)/(a)	引当率(%) (c)/(a-b)
破綻先債権	平成25年3月末	1,674	1,418	256	100.00
	平成26年3月末	1,469	1,311	157	100.00
延滞債権	平成25年3月末	22,409	16,474	4,379	93.06
	平成26年3月末	21,423	15,307	4,661	93.20
3ヶ月以上延滞債権	平成25年3月末	—	—	—	—
	平成26年3月末	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年3月末	1,658	542	248	47.70
	平成26年3月末	498	130	116	49.64
合計	平成25年3月末	25,742	18,435	4,885	90.59
	平成26年3月末	23,392	16,750	4,936	92.70

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。

①更生手続開始の申立てがあつた債務者 ②再生手続開始の申立てがあつた債務者

③破産手続開始の申立てがあつた債務者 ④特別清算開始の申立てがあつた債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に對し引当てる金額を記載しております。

8.保全率はリスク管理債権ごとの開示額に對し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保全率=(担保・保証等による回収見込額+貸倒引当金)÷開示額

9.引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に對し、貸倒引当金を引当てる割合です。

引当率=貸倒引当金÷(開示額-担保・保証等による回収見込額)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【貸倒引当金の内訳】

(単位:百万円)

平成25年3月末	期中増加額	平成26年3月末	期中増加額
一般貸倒引当金	704	△ 905	500 △ 203
個別貸倒引当金	4,818	△ 1,096	4,994 175
合計	5,523	△ 2,001	5,495 △ 27

貸出金償却の額

【貸出金償却額】

(単位:百万円)

平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	941 308
個別貸倒引当金繰入額	1,391 858
合計	2,333 1,166



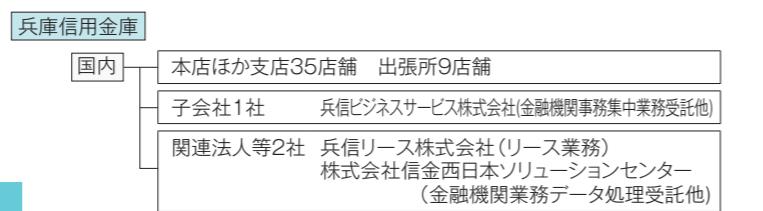
子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社と関連法人等2社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	-%
兵信リース株式会社	姫路市東延末3丁目3番の1	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	36.0%	-%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	-%



当金庫グループの事業の概況（連結）

預金については、地区管理や顧客管理の強化施策等を実施し、期末残高で前連結会計年度比11,480百万円、1.85ポイント増加し、628,995百万円となりました。一方、貸出金については、「収益力の強化」の事業方針のもと、顧客取引方針整備や情報共有化等の営業推進策を展開しましたが、期末残高では前連結会計年度比0.85ポイント改善し8.60%となりました。これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。収支面では、貸出金利息が落ち込んだものの、好調な市場環境による有価証券利息配当金の増加、預金利息や信用コストの減

少等により補いました。その結果、総資産額は657,559百万円、純資産額は24,212百万円、経常利益は2,306百万円、当期純利益は2,197百万円と黒字となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.85ポイント改善し8.60%となりました。これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	12,761	12,488	12,431	11,491	12,067
連結経常利益	126	340	952	1,356	2,306
連結当期純利益	355	472	724	1,219	2,197
連結純資産額	17,702	17,829	19,340	22,816	24,212
連結総資産額	636,878	640,170	647,470	645,117	657,559
連結自己資本比率(%)	7.18	7.29	7.52	7.75	8.60

(注)連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

【資産の部】		
科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
現 金 及 び 預 け 金	140,560	161,514
買入手形及びコールローン	2,656	5,346
買入金銭債権	1,352	1,188
金銭の信託	1,400	-
有 価 証 券	186,414	182,420
貸 出 金	307,518	301,889
外 国 為 替	281	443
そ の 他 資 産	3,792	3,526
有 形 固 定 資 産	6,521	6,611
建 物	1,127	1,185
土 地	4,717	4,717
リース資産	165	177
建 設 仮 勘 定	-	5
その他の有形固定資産	510	524
無 形 固 定 資 産	141	112
ソ フ ト ウ ア	141	112
その他の無形固定資産	0	0
退職給付に係る資産	-	-
繰 延 税 金 資 産	-	-
債 务 保 証 見 返	1,091	1,075
貸 倒 引 当 金	△ 5,523	△ 5,495
資産の部合計	646,208	658,634

【負債の部】

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
預 金 積 金	617,514	628,995
借 用 金	575	650
売渡手形及びコールマネー	41	33
そ の 他 負 債	1,894	1,509
賞 与 引 当 金	292	298
退職給付に係る負債	973	868
預金払戻損失引当金	111	119
偶 発 損 失 引 当 金	133	298
繰 延 税 金 負 債	209	29
再評価に係る繰延税金負債	553	542
債 务 保 証	1,091	1,075
負債の部合計	623,392	634,422

【純資産の部】

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
出 資 金	2,260	2,289
利 益 剰 余 金	16,918	19,055
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	19,179	21,344
その他有価証券評価差額金	2,841	2,101
土 地 再 評 価 差 額 金	795	766
評 価・換 算 差 額 等 合 計	3,636	2,867
純 資 産 の 部 合 計	22,816	24,212
負債及び純資産の部合計	646,208	658,634

連結損益計算書

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	11,491,802	12,067,358
資 金 運 用 収 益	9,278,964	9,539,612
貸 出 金 利 息	6,616,872	6,252,022
預 け 金 利 息	629,731	712,910
買 手 形 利 息 及 ボーリング 利 息	8,904	7,422
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,953,793	2,487,917
そ の 他 の 受 入 利 息	69,661	79,339
役 務 取 引 等 収 益	1,035,650	1,044,323
そ の 他 業 務 収 益	630,208	537,496
そ の 他 経 常 収 益	546,979	945,926
債 却 債 権 取 立 益	301,531	431,173
そ の 他 の 経 常 収 益	245,447	514,753
経 常 費 用	10,135,242	9,760,429
資 金 調 達 費 用	715,822	662,199
預 金 利 息	697,375	646,404
給 付 補 償 債 権 総 入 額	16,316	13,548
借 用 金 利 息	1,419	1,592
売 渡 手 形 利 息 及 ワーホーム 利 息	102	135
そ の 他 の 支 払 利 息	608	517
役 務 取 引 等 費 用	696,696	673,181
そ の 他 業 務 費 用	161,321	215,151
経 常 費 用	6,847,866	6,811,109
そ の 他 経 常 費 用	1,713,534	1,398,787
貸 借 引 当 金 総 入 額	486,719	654,786
そ の 他 の 経 常 費 用	1,226,814	744,000
経 常 利 益	1,356,560	2,306,928
特 別 利 益	-	1,741
固 定 資 產 処 分 益	-	1,741
特 別 損 失	44,945	6,364
固 定 資 產 処 分 損	3,560	5,405
減 損 損 失	41,384	958
そ の 他 の 特 別 損 失	-	-
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,311,614	2,302,306
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	158,816	10,895
法 人 税 等 調 整 額	△ 66,943	93,955
法 人 税 等 合 計	91,873	104,851
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,219,741	2,197,455
少 数 株 主 利 益	-	-
当 期 純 利 益	1,219,741	2,197,455

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建 物 10年～50年
 そ の 他 4年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、当該会社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
-

- 15.当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 16.当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権額1百万円
- 17.当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務額一百万円
- 18.子会社等の株式又は出資金の総額92百万円
- 19.有形固定資産の減価償却累計額 11,023百万円
- 20.貸出金のうち、破綻先債権額は1,469百万円、延滞債権額は21,423百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間続いていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計算しなかつて貸出金(貸倒債務)を行った部分を除く、「以下「未収利息不計上貸出金」といいます)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権には、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 21.貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は一千万円であります。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 22.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は498百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 23.破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,392百万円であります。
- なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 24.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付行為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,122百万円であります。
- 25.担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 有価証券 7,096百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金11,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は13百万円及び敷金は98百万円であります。
- 26.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(実行価格補正、時点修正、近隣販買事例による補正等)合理的な調整を行つて算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行つた事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,705百万円
- 27.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は25百万円であります。
- 28.出資1口当たりの純資産額 5,288円48銭
- 29.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行つておられます。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めています。また、その一環として、デリバティブ取引も行つております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行つている金利スワップ取引、為替先物予約取引があります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- 当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によつて構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとつております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとつております。
- リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。
- ①信託リスクの管理
- 当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のはか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行つております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに關しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行つて管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは定期的に金利の変動リスクの評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢であります。
- 定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
- なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従つて行つております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行つており、事前審査・投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外為局に係る取扱規定等に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日々計算して、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたつての定量的分析を利用しておられます。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、2,736百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを行つてあります。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計算しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、234百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく債額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された債額が含まれております。当該債額の算定においては一定の前提条件等を採用しているもの、異なる前提条件等によつた場合、当該債額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30.金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(注1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行つておられます。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めています。また、その一環として、デリバティブ取引も行つております。

(注2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行つている金利スワップ取引、為替先物予約取引があります。

(注3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によつて構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとつております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとつております。

リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信託リスクの管理

当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のはか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行つております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに關しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行つて管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは定期的に金利の変動リスクの評価・計測を行い、ALM委員会等で協議検討必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢であります。

定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なつていい限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円/円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間に同様の新規貸出を行つた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外為局に係る取扱規定等に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日々計算して、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたつての定量的分析を利用しておられます。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、2,736百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを行つてあります。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計算しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく債額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された債額が含まれております。当該債額の算定においては一定の前提条件等を採用しているもの、異なる前提条件等によつた場合、当該債額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(注1) 現金及び預け金のうち、現金及び当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。

(注2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定期が明確に見込めないものは含めておりません。

(注3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金利の変動リスクの算定方法

当金庫は預け金のうち、現金及び当座預金は1年以内に含めております。

(注5) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(注6) 金利の変動リスクの算定方法

当金庫は預け金のうち、現金及び当座預金は1年以内に含めております。

(注7) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(注8) 金利の変動リスクの算定方法

当金庫は預け金のうち、現金及び当座預金は1年以内に含めております。

(注9) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(注10) 金利の変動リスクの算定方法

当金庫は預け金のうち、現金及び当座預金は1年以内に含めております。

(注11) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,289百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は8.57%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、第7次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。あわせて、35ページ“自己資本比率について”も参照ください。

信用リスクに関する項目

【信用リスク管理の方針及び手続の概要】

10ページ“リスク管理体制”を参照ください。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上で契約いただく等、適切な取扱に努めています。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱に努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポートの種類に偏ることがないよう、分散に努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内の取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポートに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。
尚、オリジネーターにあたる取引はございません。

【証券化取引に関する会計方針】

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

【体制の整備及び運用状況の概要】

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的に適時に証券化商品およびその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員およびリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーション・リスクに関する項目

【リスク管理の方針及び手続の概要】

10ページ“リスク管理体制”を参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

10ページ“リスク管理体制”を参照ください。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提是、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	金利ラダー方式
コア預金	対 象
	算定方法
	満 期
金 利 感 応 資 産 ・ 負 債	預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債並びにオフバランス取引
金 利 シ ョ ッ ク 幅	99%タイル値
リス ク 計 測 の 頻 度	月次

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

【単体自己資本比率】

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	2,260
うち非累積の永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	2,260
特別積立金	13,600
総資本(当期末残高)	890
その他	—
処分未済持分(△)	—
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損(△)	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
基本的項目(A)	19,012

項目	平成24年度
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	315
一般貸倒引当金	718
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額(△)	—
(リスク・アセット等)	1,033
自己資本額「(A)+(B)」(C)	20,045
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,317
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	900
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの責務額に係る控除額	—
自己資本額「(C)-(D)」(E)	20,045
資産(オン・バランス項目)	240,716
オフ・バランス取引等項目	1,650
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	17,063
信用地リスク・アセット調整額	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計(F)	259,430
単体Tier1比率(A/F)	7.32%
単体自己資本比率(E/F)	7.72%

項目	平成25年度	経過措置による不算入額	項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			特定項目に係る15%基準超過額	—	—
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	21,168		うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,289		うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、利益剰余金の額	18,969		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
うち、外部流出予定額(△)	90		コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△0		自己資本		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	799		自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	22,264	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	799		リスク・アセット等 (3)		
うち、適格引当金コア資本算入額	—		信用リスク・アセットの額の合計額	242,630	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		資産(オン・バランス)項目	240,881	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,384	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	296		うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)に係るものの額	80	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,264		うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	659	
コア資本に係る調整項目 (2)			うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	—	80	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 7,125	
うち、のれんに係るものの額	—	—	うち、上記以外に該当するものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	80	オフ・バランス項目	1,678	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	CVAリスク相当額を8%で除して得た額	67	
適格引当金不足額	—	—	中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	3	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,104	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	信用リスク・アセット調整額	—	
前払年金費用の額	—	—	オペレーション・リスク相当額調整額	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	リスク・アセット等の額の合計額 (二)	259,735	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	自己資本比率		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	自己資本比率(ハ)/(二)	8.57%	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—			
特定項目に係る10%基準超過額	—	—			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—			

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	242,366	9,694	242,630	9,705
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	241,450	9,658	248,770	9,950
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	44	1	98	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,524	60	1,615	64
地方三公社向け	6	0	9	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,934	1,677	38,411	1,536
法人等向け	79,207	3,168	75,780	3,031
中小企業等向け及び個人向け	61,859	2,474	60,717	2,428
抵当権付住宅ローン	9,506	380	8,868	354
不動産取得等事業向け	24,767	990	25,047	1,001
三月以上延滞等	4,607	184	3,326	133
取立未済手形	49	1	37	1
信用保証協会等による保証付	2,439	97	2,461	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,443	257	6,988	279
出資等のエクスポージャー	—	—	6,988	279
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	9,058	362	25,407	1,016
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	9,359	374
信用金庫連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	—	—	7,125	285
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	673	26
上記以外のエクspoージャー	—	—	8,248	329
② 証券化エクspoージャー	915	36	173	6
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	740	29
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	△ 7,125	△ 285
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	67	2
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	—	—	3	0
口. オペレーション・リスク	17,063	682	17,104	684
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	259,430	10,377	259,735	10,389

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になつたエクspoージャーのことです。
 4. オペレーション・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。
 (オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化工クスポートージャーを除く)

【信用リスクに関するエクスポートージャー及び主な種類別の期末残高】

業種・期間区分	エクスポートージャー区分	信用リスクエクスポートージャー期末残高										(単位:百万円)		
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオーバーバランス取引		債券				デリバティブ取引				三月以上延滞エクスポートージャー		
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	
製造業	34,982	35,969	28,348	27,656	6,632	8,300	—	—	1	12	402	308	—	—
農業、林業	668	653	668	653	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
漁業	185	179	185	179	—	—	—	—	—	—	—	—	12	4
鉱業、採石業、砂利採取業	34	25	34	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37,854	35,920	37,205	35,295	648	625	—	—	—	—	771	795	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,114	3,399	—	—	3,114	3,399	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,303	1,047	584	547	718	499	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,102	13,029	10,031	8,829	4,071	4,200	—	—	—	—	620	879	—	—
卸売業、小売業	32,908	31,691	28,810	29,089	3,787	2,300	305	300	4	1	766	595	—	—
金融業、保険業	177,199	197,598	3,408	4,224	20,769	22,812	21,424	15,931	20	17	—	—	—	—
不動産業	54,583	54,452	52,313	52,553	2,269	1,899	—	—	—	—	1,007	707	—	—
物品販賣業	831	1,075	831	1,075	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,989	2,153	1,989	2,153	—	—	—	—	—	—	25	23	—	—
宿泊業	3,803	3,795	3,803	3,795	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	6,921	6,883	6,921	6,883	—	—	—	—	—	—	530	324	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	20,681	21,559	20,681	20,259	—	1,299	—	—	—	—	506	317	—	—
教育、学習支援業	885	689	885	689	—	—	—	—	—	—	585	582	—	—
医療、福祉	9,394	9,948	9,394	9,948	—	—	—	—	—	—	192	—	—	—
その他のサービス	12,885	7,862	7,364	7,062	2,010	—	3,510	800	—	—	12	7	—	—
国・地方公共団体等	130,122	125,552	28,425	29,272	100,269	95,210	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	87,773	86,319	87,773	86,319	—	—	—	—	—	—	722	461	—	—
その他	9,847	17,070	2,892	2,054	2,376	2,291	4,631	6,500	113	126	—	—	—	—
業種別合計	642,071	656,879	332,554	328,572	146,668	142,838	29,871	23,531	139	158	6,164	5,009	—	—
1年以下	88,081	97,636	43,339	44,493	10,850	10,581	2,714	3,700	20	14	—	—	—	—
1年超3年以下	101,318	99,941	32,577	30,091	23,672	15,033	5,062	6,300	5	16	—	—	—	—
3年超5年以下	74,584	61,693	35,025	31,621	26,273	22,853	9,785	7,218	0	—	—	—	—	—
5年超7年以下	63,138	75,531	35,389	37,400	25,528	26,731	1,221	1,900	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	126,083	112,297	35,745	37,699	44,023	38,276	8,314	1,820	—	—	—	—	—	—
10年超	133,415	145,907	110,820	106,954	16,320	29,361	2,773	2,591	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	55,450	63,871	39,656	40,311	—	—	—	—	113	126	—	—	—	—
残存期間別合計	642,071	656,879	332,554	328,572	146,668	142,838	29,871	23,531	139	158	—	—	—	—

(注) 1. オーバーバランス取引はデリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポートージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポートージャーです。
 4. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

49ページを参照ください。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

業種	個別貸倒引当金		貸出金償却					
	期末残高		当期増減額					
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	186	159	△ 1,210	△ 27	83	10	—	—
農業、林業	4	5	0	0	—	—	—	—
漁業	3	—	—	△ 3	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	184	364	△ 25	179	36	97	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,502	1,495	63	△ 7	511	—	—	—
卸売業、小売業	227	330	△ 39	102	52	15	—	—
金融業、保険業	—	—	△ 20	—	—	—	—	—
不動産業	1,484	1,274	248	△ 210	67	32	—	—
物品販賣業	0	—	△ 0	△ 0	20	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	4	△ 8	△ 4	4	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	92	90	△ 146	△ 2	41	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	235	106	△ 42	△ 129	109	23	—	—
教育、学習支援業	0	250	△ 1	249	—	—	—	—
医療、福祉	344	337	20	△ 6	—	106	—	—
その他のサービス	46	90	△ 32	43	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	413	404	76	△ 8	15	11	—	—
その他	82	82	23	0	—	—	—	—
業種別合計	4,818	4,9						

証券化エクスポートに関する事項(投資家の場合・再証券化エクスポートを含む)

【保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳】

	平成24年度	平成25年度
証券化エクスポートの額	2,479	868
金銭信託	1,400	—
住宅ローン	1,079	868

【保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等】

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高		所要自己資本の額	
	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	1,079	—	868	—
50%	1,400	—	—	28
100%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

*所要自己資本の額=エクスポート残高×リスクウェイト×4%

【証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額】

該当する取引はございません。

【再証券化エクスポート】

該当する取引はございません。

出資等エクスポートに関する事項

【貸借対照表計上額及び時価】

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,554	3,554	4,004	4,004
非上場株式等	2,278	—	2,281	—
合計	5,832	3,554	6,285	4,004

*投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

【出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額】

区分	平成24年度		平成25年度	
	評価損益	—	評価損益	—
売却益	86	325		
売却損	136	4		
償却	0	0		

金利リスクに関する事項

区分	A.金利リスク		B.自己資本の額(Tier1+Tier2)		比率(A/B)
	平成24年度	1,525	20,045	7.608%	
	平成25年度	1,664	22,264	7.473%	
運用勘定		調達勘定			
区分	金利リスク量	区分	金利リスク量		
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
貸出金	666	699	定期性預金	203	245
有価証券等	1,244	1,430	要求払預金	268	314
預け金	88	96	その他	2	3
その他	0	0			
運用勘定合計	1,998	2,226	調達勘定合計	473	562
金融派生商品 (金利受取サイト)	0	0	金融派生商品 (金利支払サイト)	0	0

- (注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをバーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2.「バーセンタイル値」とは、保有期間1年、観測期間5年で計測された金利変動の日次データ(1,200個)より、各金利期間毎に金利変動幅を昇順に並び替えし、上から1番目を1%タイル値、下から12番目を99%タイル値といいます。
3.要求預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される要求預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の要求預金の50%相当額を0~5年の期間に均等に割振り(平均2.5年)リスク量を算定しています。

連結における事業年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

【連結自己資本比率】

項目	平成24年度
(自己資本)	2,260
出資金	2,260
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—
一般貸倒り当金	718
負債性資本調達手段等	—
資本剰余金	—
利益剰余金	16,829
分配未済持分(△)	0
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他の有価証券の評価差損(△)	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子会社の少数株主持分	—
宮業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる償却又はクレジットデリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目(A)	19,089
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	315
一般的な永久優先出資及び非永久優先株	—
定期付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額(△)	—
補完的項目(B)	1,033
自己資本額「(A)+(B)」(C)	20,123
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,317
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額(△)	—
補完的項目(C)	240,746
オーバーバランス取引等項目	1,650
オペレーションアルリスク相当額	17,024
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
新株予約権	—
連結子会社の少数株主持分	—
宮業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる償却又はクレジットデリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目(A)	19,089

【貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額】

区分	平成24年度		平成25年度	
	評価損益	—	評価損益	54
	—	—	—	—
【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額】				

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,254	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,289	
うち、利益剰余金の額	19,055	
うち、外部流出予定額(△)	90	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
コア資本に係る調整後少數株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	799	
うち、一般貸倒り当金コア資本算入額	799	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措		

自己資本の充実度に関する事項

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	242,397	9,695	242,670	9,706
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	241,481	9,659	248,810	9,952
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	44	1	98	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,524	60	1,615	64
地方三公社向け	6	0	9	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,934	1,677	38,411	1,536
法人等向け	79,207	3,168	75,780	3,031
中小企業等向け及び個人向け	61,859	2,474	60,717	2,428
抵当権付住宅ローン	9,506	380	8,868	354
不動産取得等事業向け	24,767	990	25,047	1,001
三月以上延滞等	4,607	184	3,326	133
取立未済手形	49	1	37	1
信用保証協会等による保証付	2,439	97	2,461	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,443	257	6,988	279
出資等のエクスポージャー			6,988	279
重要な出資のエクspoージャー			—	—
上記以外	9,088	363	25,446	1,017
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー			9,359	374
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー			7,125	285
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			673	26
上記以外のエクspoージャー			8,288	331
② 証券化工エクspoージャー	915	36	173	6
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			740	29
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 7,125	△ 285
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額			67	2
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー			3	0
口. オペレーショナル・リスク	17,024	680	17,089	683
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	259,421	10,376	259,759	10,390

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、当金庫グループは基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化工エクspoージャーを除く)

【信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高】

業種・期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高				三月以上延滞エクspoージャー						
		債券		デリバティブ取引								
		国内	国外									
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度					
製造業	34,982	35,969	28,348	27,656	6,632	8,300	—	—	1	12	402	308
農業、林業	668	653	668	653	—	—	—	—	—	—	—	1
漁業	185	179	185	179	—	—	—	—	—	—	—	12
鉱業、採石業、砂利採取業	34	25	34	25	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37,854	35,920	37,205	35,295	648	625	—	—	—	—	771	795
電気・ガス・熱供給・水道業	3,114	3,399	—	—	3,114	3,399	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,303	1,047	584	547	718	499	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,102	13,029	10,031	8,829	4,071	4,200	—	—	—	—	620	879
卸売業、小売業	32,908	31,691	28,810	29,089	3,787	2,300	305	300	4	1	766	595
金融業、保険業	177,199	197,598	3,408	4,224	20,769	22,812	21,424	15,931	20	17	—	—
不動産業	54,583	54,452	52,313	52,553	2,269	1,899	—	—	—	—	1,007	707
物品賃貸業	831	1,075	831	1,075	—	—	—	—	—	—	7	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,989	2,153	1,989	2,153	—	—	—	—	—	—	25	23
宿泊業	3,803	3,795	3,803	3,795	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	6,921	6,883	6,921	6,883	—	—	—	—	—	—	530	324
生活関連サービス業、娯楽業	20,681	21,559	20,681	20,259	—	1,299	—	—	—	—	506	317
教育、学習支援業	885	689	885	689	—	—	—	—	—	—	585	582
医療、福祉	9,394	9,948	9,394	9,948	—	—	—	—	—	—	192	—
その他のサービス	12,885	7,862	7,364	7,062	2,010	—	3,510	800	—	—	12	7
国・地方公共団体等	130,122	125,552	28,425	29,272	100,269	95,210	—	—	—	—	—	—
個人	87,773	86,319	87,773	86,319	—	—	—	—	—	—	722	461
その他	9,878	17,110	2,892	2,054	2,376	2,291	4,631	6,500	113	126	—	—
業種別合計	642,102	656,919	332,554	328,572	146,668	142,838	29,871	23,531	139	158	6,164	5,009
1年以下	88,081	97,636	43,339	44,493	10,850	10,581	2,714	3,700	20	14	—	—
1年超3年以下	101,318	99,941	32,577	30,091	23,672	15,033	5,062	6,300	5	16	—	—
3年超5年以下	74,584	61,693	35,025	31,621	26,273	22,853	9,785	7,218	0	—	—	—
5年超7年以下	63,138	75,531	35,389	37,400	25,528	26,731	1,221	1,900	—	—	—	—
7年超10年以下	126,083	112,297	35,745	37,699	44,023	38,276	8,314	1,820	—	—	—	—
10年超	133,415	145,907	110,820	106,954	16,320	29,361	2,773	2,591	—	—	—	—
期間の定めのないもの	55,480	63,911	39,656	40,311	—	—	—	—	113	126	—	—
残存期間別合計	642,102	656,919	332,554	328,572	146,668	142,838	29,871	23,531	139	158	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. 当金庫は国内の既定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

49ページを参照ください。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

58ページを参照ください。

【リスク・ウェ

ひょうしんのネットワーク

店舗一覧 (平成26年6月末現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	① 本店(本店営業部)	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	8:00~21:00	9:00~19:00
	② 御幸通り出張所	〒670-0927 姫路市駅前町337番地	079(289)2122	8:00~21:00	9:00~19:00
	③ 飾磨支店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	④ 西飾磨支店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑤ 広畑支店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑥ 大津出張所	〒671-1131 姫路市大津区天神町二丁目65番地	079(239)8686	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑦ 蒲田出張所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑧ 綱干支店	〒671-1234 姫路市綱干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑨ 綱干駅支店	〒671-1227 姫路市綱干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑩ 白浜支店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑪ 妻鹿出張所	〒672-8031 姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	079(246)3141	8:45~21:00	9:00~19:00
	⑫ 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑬ 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑭ 城西支店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑮ 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑯ 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑰ 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2137番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
	⑱ 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—
神戸市	⑲ 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑳ 神戸駅前支店	〒650-0027 神戸市中央区中町通四丁目2番16号	078(341)4805	8:00~21:00	—
	㉑ 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉒ 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉓ 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉔ 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区葉師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉕ 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉖ 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉗ 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉘ 藤原台支店	〒651-1302 神戸市北区藤原台中町一丁目2番2号	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉙ 有野出張所	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)1201	8:45~20:00	9:00~19:00
	㉚ 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉛ 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:00~21:00	9:00~19:00
西宮市	㉜ 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	㉝ 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	㉞ 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉟ 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:00~21:00	9:00~19:00
高砂市	㉟ 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	㉞ 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉟ 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	㉞ 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	㉟ 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉟ 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	㉟ 太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鶴1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	㉟ 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡都1645番地の81	0791(52)0330	8:00~21:00	9:00~19:00
佐用郡	㉟ 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉟ 久崎出張所	〒679-5641 佐用郡佐用町久崎248番地の8	0790(88)1155	8:45~21:00	9:00~19:00



店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平日	土・日曜・祝日
イーグレひめじ出張所	イーグレひめじ1階	8:00~20:00	9:00~17:00
大手前出張所	御幸通り商店街	8:45~21:00	9:00~17:00
イオン宮西出張所	イオン宮西ショッピングセンター内	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イトーヨーカドー広畠店出張所	イトーヨーカドー広畠店1階	9:00~20:00	9:00~17:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津1階	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
姫路循環器病センター出張所	姫路循環器病センター本館1階玄関ロビー	9:00~18:00	—
ザ・モール出張所	ザ・モール姫路店2階	9:00~20:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープこうべ姫路砥堀店1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープこうべ姫路田寺店1階	8:00~20:00	9:00~17:00
コープ大久保店出張所	コープこうべ大久保店1階	8:45~19:00	9:00~19:00
魚住出張所	明石市役所魚住市民センター南	8:45~19:00	9:00~17:00
アスパ高砂出張所	アスパ高砂1階	9:00~19:00	9:00~17:00
コープデイズ相生出張所	コープデイズ相生店1階	9:30~20:00	9:30~19:00
イオンタウン相生出張所	イオンタウン相生店駐車場内	9:00~20:00	9:00~19:00
赤穂市民病院出張所	赤穂市民病院1階	9:00~17:00	—
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00
コープエコー龍野出張所	コープエコー龍野店1階	9:00~19:00	9:00~17:00
播磨科学公園都市出張所	播磨科学公園都市光都プラザ内	9:00~18:00	9:00~18:00 <small>※土曜のみ</small>
三日月出張所	佐用町役場三日月支所玄関横	8:45~19:00	9:00~17:00

■ひょうしんホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>